

# 京田辺市水防計画

(令和5年度)

京田辺市



# 目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防の責任	1
第 3 章	水防組織と機構	1
第 1 節	水防活動の組織	1
第 2 節	重要水防区域（箇所）	2
第 4 章	予防及び警報等	2
第 1 節	各種の予報・警報及び情報等	2
第 2 節	連絡系統	9
第 5 章	雨量・水位の観測と通報要領	14
第 1 節	雨量観測及び通報	14
第 2 節	水位観測及び通報	16
第 6 章	輸送	17
第 7 章	水防用設備資材器具	17
第 8 章	水防活動に関する諸規定	18
第 1 節	公用負担	18
第 2 節	優先通行の標識	19
第 3 節	水防信号	20
第 9 章	水防活動	20
第 1 節	水防体制	20
第 2 節	出動	21
第 3 節	出動、水防開始、堤防、ため池等の異常に関する報告	21
第 4 節	決壊等の通知	22
第 10 章	避難計画	23
第 11 章	応急復旧	23
第 12 章	水防の解除	23
第 13 章	水防活動報告	23
第 14 章	水防訓練	23

# 第 1 章 総 則

## 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、京田辺市管内の水防上必要な監視・予報・警戒・通信連絡、消防機関の活動並びに、水防に必要な資器材及び水防倉庫の整備について定め、もって水防体制の万全を期することを目的とする。

## 2 方針

この計画の実施にあたっては、国土交通省、京都府の各機関及びその他の防災関係機関と十分協議し、水防対策が総合的かつ有機的に実施されるように努める。

# 第 2 章 水防の責任

京田辺市が有する水防の責任は、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い水防施設、器具及び資材を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動などを実施することである。

# 第 3 章 水防組織と機構

## 第 1 節 水防活動の組織

### 1 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、台風、降雨等の状況を把握し、水防活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、京田辺市地域防災計画（風水害・事故対策編）（以下「地域防災計画」という。）の基準により「京田辺市災害警戒本部」を設置し、情報収集にあたる。

#### (1) 初動配備

気象業務法に基づく警報が発表されたとき。

#### (2) 1号配備

豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性が高まったとき。

### (3) 2号配備

ア 豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性がさらに高まり、状況の悪化が予想される時。

イ 台風が近畿地方に接近することが確実になった時。

(4) 災害警戒本部1号及び2号配備に要する動員については、地域防災計画第3編1章第2節(動員計画)に定めるところによる。

## 2 災害対策本部の設置

外水氾濫、内水氾濫及び土砂災害等により相当の被害が発生する恐れがあるときは、京田辺市に災害対策本部を設置し、地域防災計画に定められた組織において水防活動を行う。

## 3 災害警戒本部、災害対策本部の閉鎖

災害警戒本部、災害対策本部の閉鎖の決定は地域防災計画の定めるところによる。

## 4 その他

災害警戒本部または災害対策本部の設置前及び閉鎖後における水防活動は、各関係部局(課)等が随時必要な体制において処理する。

## 第2節 重要水防区域(箇所)

市内の河川のうちその現状から見て洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御を図る必要が認められる区域(箇所)については、国土交通省及び京都府により重要水防区域(箇所)に指定され、その区域は別添資料のとおりである。

※資料「国土交通省重要水防箇所」: 52~57頁/資料1 「京都府重要水防区域」: 58~60頁/資料2

# 第4章 予報及び警報等

## 第1節 各種の予報・警報及び情報等

1 気象庁の機関が行う予報及び警報等のうち、水防について関係のあるものは次のとおりである。

### (1) 洪水注意報

大雨、長雨等のため河川が増水し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予

想される場合に、注意を喚起するための予報

(2) 洪水警報

大雨、長雨等のため河川が増水し、洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の警報

(3) 大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(4) 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合の警報

大雨警報については、基準要素に応じて、特に警戒すべき事項を「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害）」のように、括弧書きで表記される。なお、テレビやラジオ等では「大雨警報」の括弧書きの部分は省略される場合がある。大雨警報の基準要素と警報との関係は次表のとおり。

基準要素	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）
表面雨量指数基準	大雨警報（浸水害）
土壌雨量指数基準	大雨警報（土砂災害）

※「表面雨量指数」、「土壌雨量指数」両方の基準要素に応じた表記は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となる。

(5) 大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合の警報  
災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

2 気象情報

(1) 台風情報（京都地方気象台発表）

受報様式 ①/25 頁

京都府に影響するおそれが強まった時点とし、影響が弱まった時点での情報には「終了」の通知を含めて発表される。

(2) 大雨情報（京都地方気象台発表）

受報様式 ②-1/26 頁

大雨が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として発表される。また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。

(3) 記録的短時間大雨情報（気象庁発表）

受報様式 ②-2/26 頁

「1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき」、その事実を速報することによって、危険を急告するために発表される。

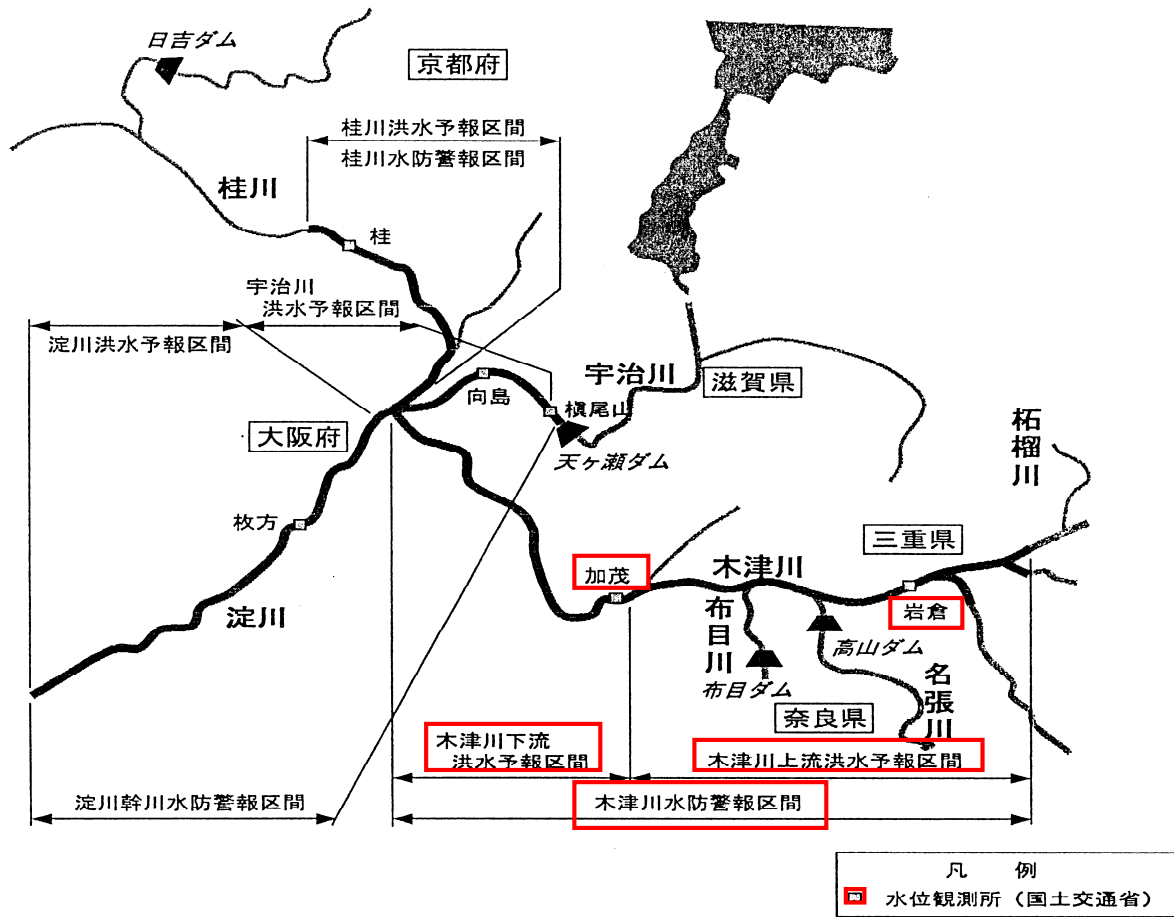
3 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報

(1) 洪水によって国民経済上重大な損害を生ずる恐れのある河川について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区气象台又は京都地方气象台）が共同して、洪水予報を行うもので、次の種類がある。

受報様式 ④/29、30 頁

- ・淀川（宇治川・木津川・桂川）
  - ・氾濫注意情報（洪水注意報）
  - ・氾濫警戒情報（洪水警報）
  - ・氾濫危険情報（洪水警報）
  - ・氾濫発生情報（洪水警報）
  - ・氾濫注意情報解除（洪水注意報・警報解除）

(2) 淀川洪水予報・水防警報発表河川区域



(3) 国土交通省（近畿地方整備局）の機関が気象庁（大阪管区気象台又は京都地方気象台）の機関と共同して行う洪水注意報及び警報対象河川と区域（本市関係分）

河川名	区域	水位 観測所 名称	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	洪水予報 発表者
木津川 上流	左岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	6.00m	6.70m	7.70m	10.50m	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理 事務所長
木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和束町 大字木屋字桶測 22-2 から幹川合流点まで	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m	大阪管区気象台長
	京田辺市飯岡久保田 (上記加茂水位観測所区域に含む)	飯岡	3.50m	—	—	6.71m	—

4 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防活動の指針とする。

本市に関係ある水防警報は、次のとおりである。

- ・淀川枚方水防警報
- ・淀川加茂水防警報
- ・木津川岩倉水防警報

受報様式 ⑤/31 頁
受報様式 ⑤/31 頁
受報様式 ⑥/32 頁

(1) 国土交通大臣が行う水防警報対象河川と区域\*（本市関係分）

河川名	区域	水位 観測所 名称	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	水防警報 発表者
木津川	左右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 幹川合流点まで	岩倉	4.50m	6.00m	6.70m	7.70m	近畿地方整備局 木津川上流河川 事務所長
		加茂	2.50m	4.50m	5.90m	6.00m	近畿地方整備局
		飯岡	2.00m	3.50m	—	—	淀川河川事務所長

\*飯岡観測所を除く



(2) 発表の段階

ア 第1段階 待機

水防団員の足留を行うことを目的とし、主として気象予報等及び河川状況等に基づいて行う。

イ 第2段階 準備

水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、洪水の場合は主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

ウ 第3段階 出動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、洪水の場合は上流の雨量又は水位に基づいて行う。

エ 第4段階 解除

水防活動終了の通知を行う。

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

段階 \ 地点	木 津 川	
	加 茂	岩 倉
第1段階 待 機	水防団待機水位 を超した時点	氾濫注意水位 (警戒水位) を超す 3時間前
第2段階 準 備	氾濫注意水位 (警戒水位) を超す	
	3時間前	2時間前
第3段階 出 動	氾濫注意水位 (警戒水位) を超す	
	2時間前	1時間前
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき	

5 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を発表し水防活動の指針とする。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備・・・水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの

b 出動・・・水防要員の出動の必要性を示すもの

c 解除・・・水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報（準備）

受報様式 ⑳／47 頁

水防団待機水位（指定水位）に達したとき。

(イ) 水防警報（出動）

受報様式 ㉑／48 頁

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(ウ) 水防警報（解除）

受報様式 ㉒／49 頁

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき。

※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき。

※ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき。

(2) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所							発表者	指 定 年 月 日	
			名 称	所在地	水 防 団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾濫 危 険 水 位	堤防高		水 防 警 報	水 位 情 報
普賢寺川	起 点	高井橋 (府道生駒井手線)	三 山 木	三山木 七瀬川 地先	0.90 m	1.20 m	1.70 m	2.00 m	3.88 m	京都府 山城北 土木事 務所長	H17.7.29	H28.6.7
	中 間 点	新宮橋上流 0.2Km 床固工										
	終 点	木津川合流点										
防賀川 (上流)	起 点	起点	興 戸	興戸 東垣内	0.40 m	1.00 m	—	—	2.94 m	京都府 山城北 土木事 務所長	R3.6.9	
	終 点	神矢樋門付近										
防賀川 (下流)	起 点	手原川暗渠	内 里	八幡市 内里 古宮	1.00 m	1.50 m	—	—	3.91 m	京都府 山城北 土木事 務所長	H29.6.27	
	終 点	大谷川合流点										
馬坂川	起 点	起点	馬 坂 川	田辺	0.40 m	0.70 m	—	—	1.19 m	京都府 山城北 土木事 務所長	H26.6.13	
	終 点	防賀川合流点										
天津神川	起 点	起点	天 津 神 川	田辺 棚倉	0.40 m	0.80 m	—	—	1.25 m	京都府 山城北 土木事 務所長	H26.6.13	
	終 点	木津川合流点										
手原川	起 点	起点	手 原 川	薪 溜池	0.70 m	1.30 m	—	—	2.56 m	京都府 山城北 土木事 務所長	H26.6.13	
	終 点	木津川合流点										

## 第 2 節 連絡系統

### 1 気象情報等の連絡系統

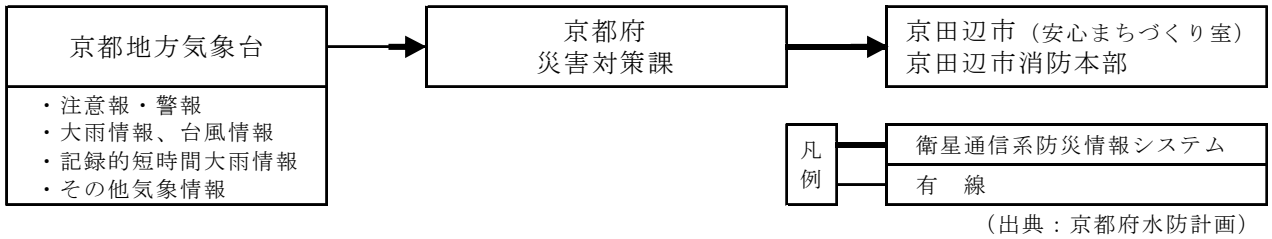
種別	発信者	系 統
注意報	風大洪水 大雪 大雪 大雪	京都府庁 消防本部 → 安心まちづくり室 → 建設政策推進室 → 計画交通課・開発指導課・都市整備課・施設管理課 → 経済環境政策推進室 → 産業振興課・農政課・環境課・清掃衛生課・ごみ広域処理推進課 → 経営管理室 → 消防署 → 北 部 分 署
	乾強濃 燥風霧	京都府庁 消防本部 → 安心まちづくり室 → 消防署 → 北 部 分 署
	霧	京都府庁 消防本部 → 安心まちづくり室 → 経済環境政策推進室 → 農 政 課 → 消防署 → 北 部 分 署
	低温	京都府庁 消防本部 → 農 政 課 → JA京都やましろ農業協同組合(京田辺支店)
	火災 (含警報)	京都府庁 消防本部 → 企画調整室 → 安心まちづくり室 → 消防署 → 北 部 分 署
警報	光化学 スモッグ	京都府 (山城北保健所) 環境課 → 企画調整室 → 秘書広報課 → 安心まちづくり室 → 輝く子ども未来室 → 幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所 → 総務室 → 職員課・管財情報課 → 市民政策推進室 → 人権啓発推進課 → 三山木福祉会館 → 文化・スポーツ振興課 → 田辺中央体育館・田辺公園プール・野外活動センター → 健康福祉政策推進室 → 社会福祉課 → 社会福祉センター → 健康推進課 → 保健センター → 高齢者支援課 → 老人福祉施設 → 子育て支援課 → 児童館・南山こどもセンター → 経済環境政策推進室 → 農 政 課 → 清掃衛生課 → 甘南備園・緑泉園 → 教育総務室 → 学校教育課 → 市立小学校・市立中学校 → 社会教育課 → 中央公民館・中央図書館・留守家庭児童会 → 上下水道部経営管理課 → 経営管理室 → 上 水 道 課 → 薪 淨 水 場 → 消防署 → 北 部 分 署
	暴風大洪水 風雨 大雪 大雨	京都府庁 消防本部 → 企画調整室 → 秘書広報課・都市みらい室 → 安心まちづくり室 → 総務室 → 財政課・職員課・管財情報課 → 市民政策推進室 → 市民参画課・税務課・国保医療課・市民年金課・人権啓発推進課 → 区・自治会長 → 健康福祉政策推進室 → 社会福祉課 → 民主員等 → 障がい福祉課 → 障害者福祉施設 → 子育て支援課 → 高齢者支援課 → 老人福祉施設 → 健康推進課 → 医療施設 → 建設政策推進室 → 計画交通課・開発指導課・都市整備課・施設管理課 → 経済環境政策推進室 → 産業振興課・農政課・環境課・清掃衛生課・ごみ広域処理推進課 → 輝く子ども未来室 → 幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所 → 経営管理室 → 学校教育課 → 学校 → 教育総務室 → 社会教育課 → 消防署 → 北 部 分 署
特別警報	暴風大洪水 風雨 大雪 大雨	京都府庁 消防本部 → 企画調整室 → 秘書広報課・都市みらい室 → 安心まちづくり室 → 輝く子ども未来室 → 幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所 → 総務室 → 財政課・職員課・管財情報課 → 市民政策推進室 → 市民参画課・税務課・国保医療課・市民年金課・人権啓発推進課 → 市民・区・自治会長 → 健康福祉政策推進室 → 社会福祉課 → 民主員等 → 障がい福祉課 → 障害者福祉施設 → 子育て支援課 → 高齢者支援課 → 老人福祉施設 → 健康推進課 → 医療施設 → 建設政策推進室 → 計画交通課・開発指導課・都市整備課・施設管理課 → 経済環境政策推進室 → 産業振興課・農政課・環境課・清掃衛生課・ごみ広域処理推進課 → 経営管理室 → 学校教育課 → 学校 → 教育総務室 → 社会教育課 → 消防署 → 北 部 分 署
情報	雨台 風 土砂災害	京都府庁 消防本部 → 企画調整室 → 総務室 → 安心まちづくり室 → 建設政策推進室 → 計画交通課・開発指導課・都市整備課・施設管理課 → 経済環境政策推進室 → 産業振興課・農政課・環境課・清掃衛生課・ごみ広域処理推進課 → 経営管理室 → 消防署 → 北 部 分 署
連絡	高山ダム	木津川ダム 総合管理所 消防本部 → 企画調整室 → 建設政策推進室 → 施設管理課 → 安心まちづくり室 → 経済環境政策推進室 → 農政課 → 薪淨水場 → 消防署 → 北 部 分 署 → 綴喜西部土地改良区・木津川沿岸区・自治会長等

※勤務時間外の連絡は、原則として「警報」及び「高山ダム」の2種類とし、他は状況により行う。

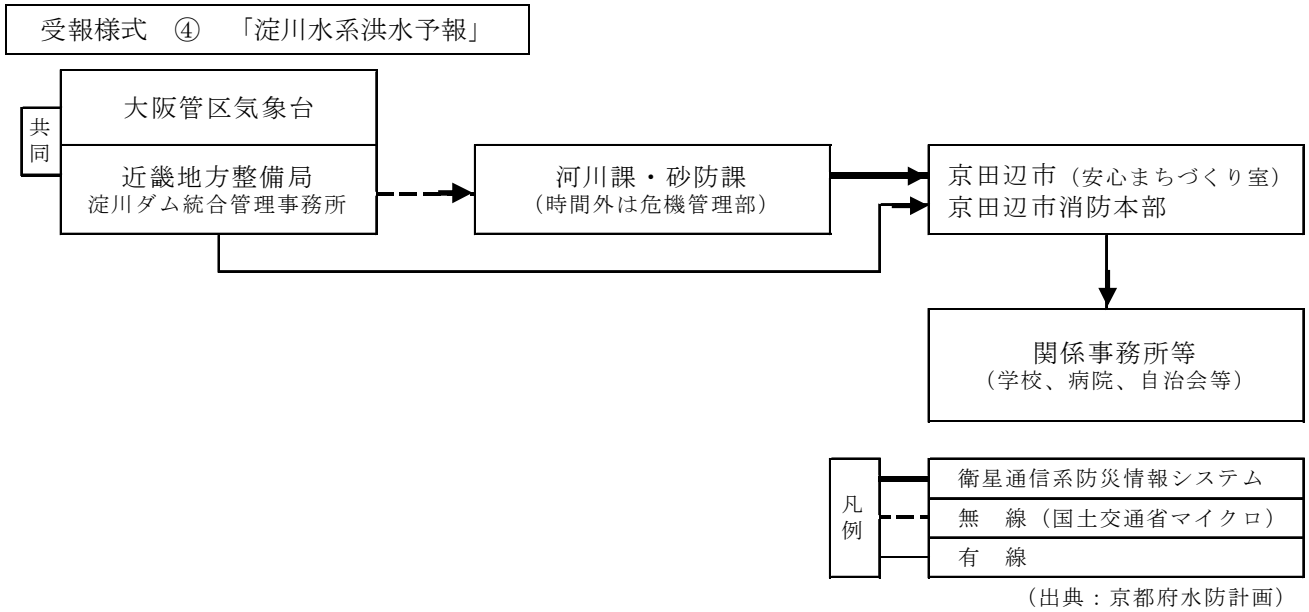
※勤務時間外の連絡は、安心まちづくり室にFAX(64-1305)を行う。

# 連絡系統図

## 2 京都府予報警報等伝達経路図

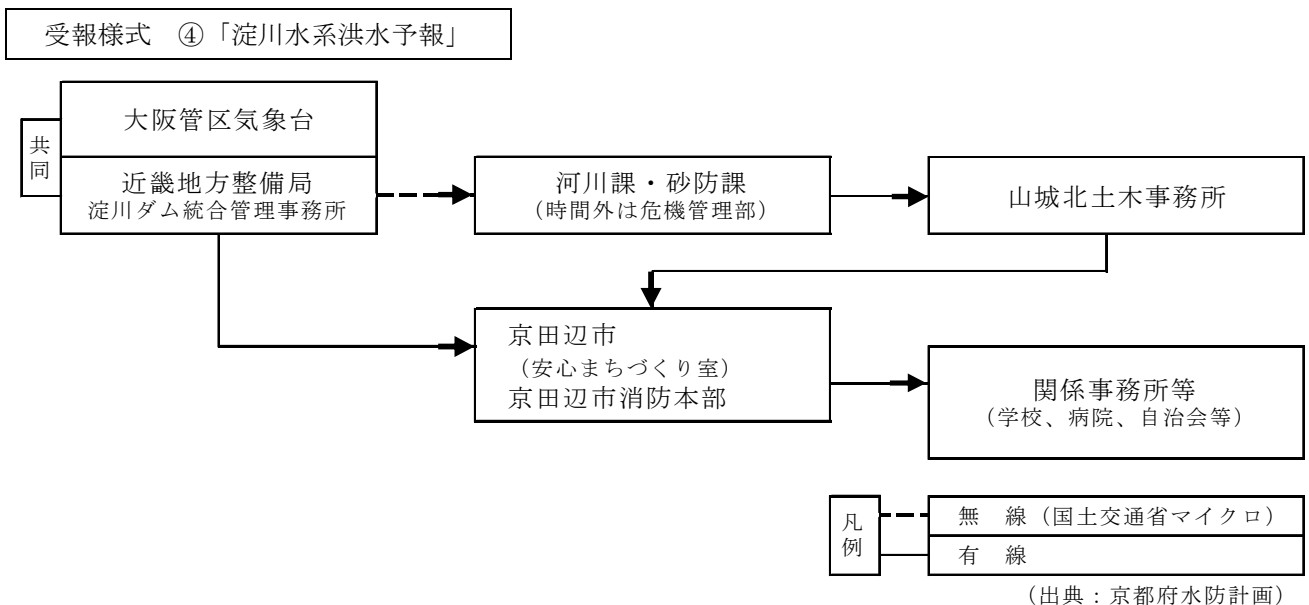


## 3-1 淀川水系（淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流）洪水予報の連絡系統



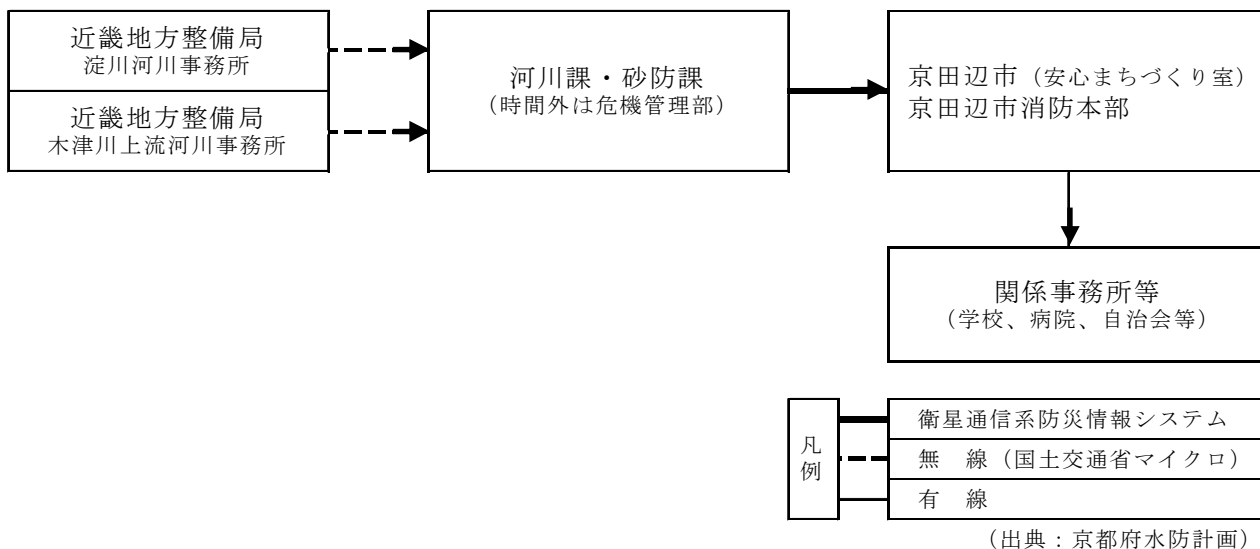
## 3-2 淀川水系（淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流）洪水予報の連絡系統

(予備的方法)



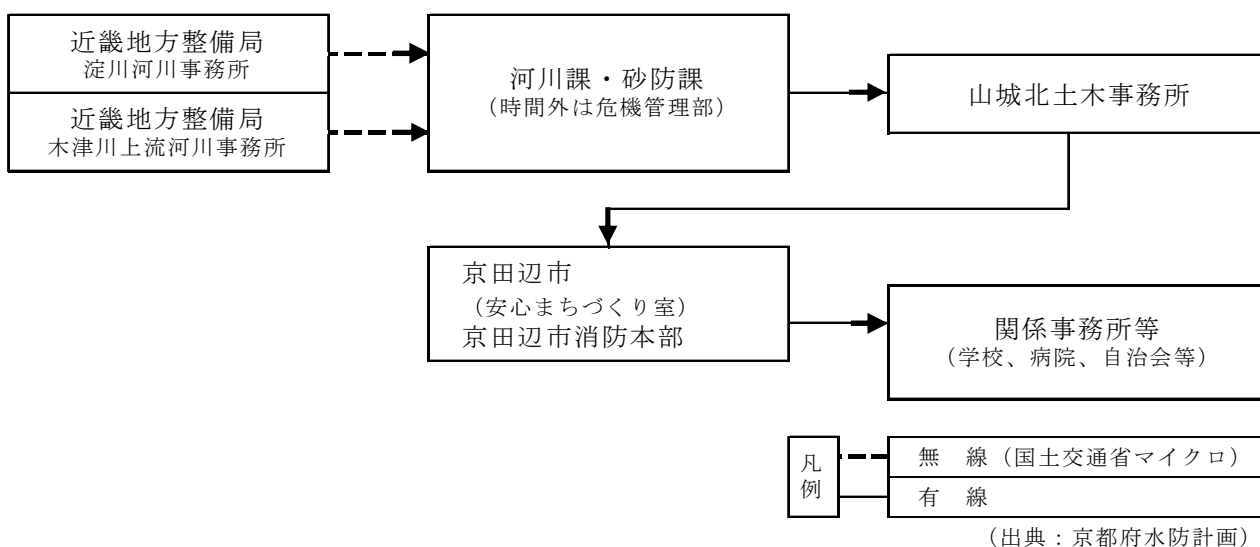
#### 4-1 淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統

受報様式 ⑤「淀川水防警報・情報用紙」、⑥「木津川水防警報受報用紙」



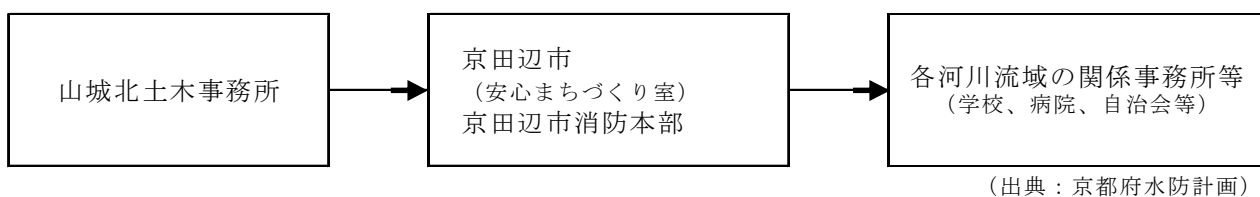
#### 4-2 淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統 (予備的方法)

受報様式 ⑤「淀川水防警報・情報用紙」、⑥「木津川水防警報受報用紙」



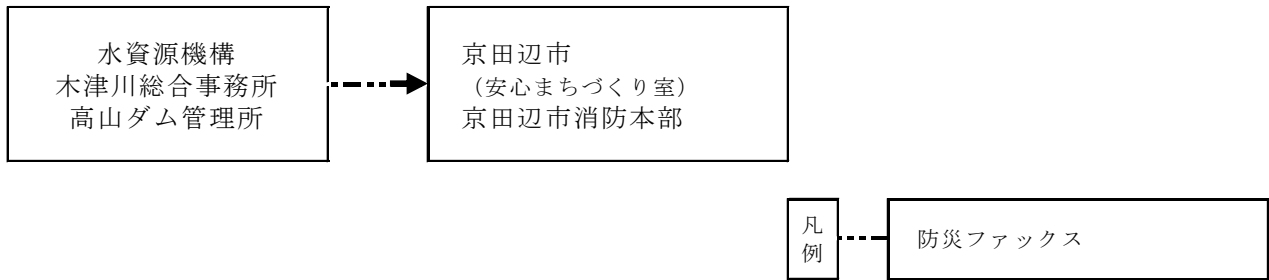
#### 5 市内各河川水防警報等の連絡系統（普賢寺川、手原川、天津神川、馬坂川、防賀川）

受報様式 ⑤「淀川水防警報・情報用紙」、⑥「木津川水防警報受報用紙」



## 6 高山ダム放流通報の連絡系統

受報様式 ⑦～⑯「高山ダム関係受報用紙」



(出典：京都府水防計画)

## 第 5 章 雨量・水位の観測と通報要領

### 第 1 節 雨量観測及び通報

#### 1 管内における雨量観測所は次のとおりである。

観測所名	設置場所	管理
田辺	京田辺市田辺明田 1	山城北土木事務所
甘南備	京田辺市甘南備台	山城北土木事務所
高船	京田辺市天王大尾 4 1 - 5	山城北土木事務所
京田辺	京田辺市薪西浜	京都地方気象台
京田辺市（消防本部）	京田辺市田辺 7 8	京田辺市（消防本部）

#### 2 雨量・水位の通報

##### (1) 京都府からの通報

京都府建設交通部河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び淀川河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより、京田辺市に通報する。

このほか、府河川課・砂防課は、上記データを常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表している。なお、システム障害は発生した場合は受報様式③-1、③-2（27、28頁）又は任意様式により行う。

##### (2) 京田辺市からの通報

京田辺市は、システム障害により京都府が公表している雨量及び水位のデータが入手できない場合、下記の要領により関係機関に通報する。

##### (3) 通報の種類

###### ア 1時間20mm 観測及び50mm 観測通報

1時間以内に20mm の雨量を超えるとき及び降り始めからの総雨量が50mm に達したときは直ちに通報する。

###### イ 3時間観測通報

大雨に関する注意報又は警報等が発表されたときは、晴雨にかかわらず総雨量が50mm に達するまで、大雨に関する注意報又は警報が発表されていないときは総雨量が50mm から100mm に達するまで0・3・6・9・12・15・18時及び21時の3時間ごとにその観測値を通報する。



#### ウ 毎時観測通報

大雨に関する注意報又は警報が発表中で総雨量が50mm以上のとき及び大雨に関する注意報又は警報が発表されないときは、総雨量が100mmを越したならば、毎正時の観測値を直ちに通報する。

#### (4) 通報の要領

消防本部等での観測値は次の要領で、必要に応じ災害対策本部事務局等へ連絡する。①雨量 (mm)、②観測時 (日時)、③降り始め (日時)、④総雨量 (mm)

非常雨量観測通報の種類

総雨量 (mm)	大雨に関する注意報または警報発表中	大雨に関する注意報または警報発表なし
50mm 未満	3 時間観測通報	なし
50mm	3 時間観測通報	50mm に達したとき
50mm～100 mm	毎時観測通報	3 時間観測通報
100mm 以上	毎時観測通報	毎時観測通報
時間雨量 20mm 以上	即 時 観 測 通 報	

## 第 2 節 通報及び水位観測

### 1 通報要領及び京田辺市水位観測所

#### (1) 高山ダム放流による水位上昇

受報様式 ⑦～⑩／33～42 頁

高山ダム放流の通報を受信したならば、消防本部は連絡系統 6（12 頁）に基づき連絡する。

#### (2) 市内水位観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	堤防高	管理
木津川	飯岡	2.00m	3.50m	—	近畿地方整備局 淀川河川事務所
普賢寺川	三山木	0.90m	1.20m	3.88m	山城北土木事務所
手原川	手原川	0.70m	1.30m	2.56m	山城北土木事務所
天津神川	天津神川	0.40m	0.80m	1.25m	山城北土木事務所
馬坂川	馬坂川	0.40m	0.70m	1.19m	山城北土木事務所
防賀川	興戸(防賀川)	0.40m	1.00m	2.94m	山城北土木事務所
防賀川	水分橋	—	—	—	山城北土木事務所
※煤谷川	菱田	0.70m	1.30m	4.23m	山城南土木事務所
普賢寺川 (危機管理型)	山北一 普賢寺川一 1	(危険水位) (2.44m)	(氾濫開始水位) (3.18m)	—	山城北土木事務所
遠藤川 (危機管理型)	山北一 遠藤川一 1	(危険水位) (2.02m)	(氾濫開始水位) (2.57m)	—	山城北土木事務所

※本市隣接影響予想河川を含む

#### (3) 市内河川防災カメラ設置位置

河川名	箇所名	設置場所	水防警報	管理
普賢寺川	三山木観測所	京田辺市三山木	指定河川	山城北土木事務所
手原川	手原川	京田辺市新井手	指定河川	山城北土木事務所
天津神川	天津神川	京田辺市田辺道場	指定河川	山城北土木事務所
馬坂川	馬坂川	京田辺市田辺	指定河川	山城北土木事務所
防賀川	興戸(防賀川)	京田辺市興戸南鋒立	指定河川	山城北土木事務所
※煤谷川	北稲八間	精華町北稲八間(調整池付近)	指定河川	山城南土木事務所

※本市隣接影響予想河川を含む

## 第 6 章 輸送

- 1 水防に要する輸送については、あらかじめ輸送業者等と協定しておくものとする。
- 2 状況により、地域防災計画の定めるところにより輸送するものとする。

## 第 7 章 水防用設備資材器具

### 1 水防倉庫及び資器材等の備蓄

(1) 水防倉庫は、次の 3 箇所に設置する。

- ア 三 野 京田辺市大住古田 1 6 番地 1、2 0 番地 1
- イ 東田辺 京田辺市草内大東 3 0 番地 1 2
- ウ 南 部 京田辺市三山木中央四丁目 1 1 番地

(2) 資材・器材

各水防倉庫の備蓄資材・器材は別表のとおりとする。

ア 資材・器材の確保と補充

資材中、腐敗、損傷の恐れのあるものは、常に新しいものを補充し、減損したときは直ちに補充する。

イ 水防資器材は、常に最悪の状態を予想して調達の方法を講じておく。

ウ 本章は、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

別表（水防用備蓄資材・器材）

品名	倉庫名 消防署	三野 水防倉庫	東田辺 水防倉庫	南部 水防倉庫	計
化繊土のう袋	1,000	1,000	10,000	3,000	15,000 枚
備蓄土のう	300		300	200	800 個
木皮板		100	200	100	400 枚
杭（0.9m）		100	300	100	500 本
杭（1.5m）		100	300	100	500 本
杭（1.8m）		150	400	150	700 本
丸太（5m）			15	10	25 本
縄（20m）		30	60	30	120 巻
ビニールひも（100m）		30	40	30	100 巻
ビニールシート	20	10	20	30	80 枚
丸釘（4インチ）	10	10	10	10	40 kg
かすがい	100	100	100	100	400 本
番線	20	10	20	10	60 kg
コンクリートパネル	10	20	20	20	70 枚
土留鋼板				100	100 枚
スコップ	10	30	30	80	150 丁
ジョレン鍬	5	5	5	5	20 丁
平鍬	5	5	5	5	20 丁
つるはし	2	2	2	2	8 丁
掛矢	5	5	10	5	25 丁
蛸槌		2	2	2	6 丁
金槌	5	5	5	5	20 丁
のこぎり	5	5	5	5	20 丁
かま	10	10	30	10	60 丁
ペンチ	5	5	5	5	20 丁
しの	5	5	5	5	20 丁
クリッパー	5	5	5	5	20 丁
鉄ハンマー				9	9 丁

## 第 8 章 水防活動に関する諸規定

### 第 1 節 公用負担

#### 1 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、市長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次の証明書を携帯し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証
京田辺市消防団
〇〇部長 何 某
上記の者に*****の区域における水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日 時
京 田 辺 市 長

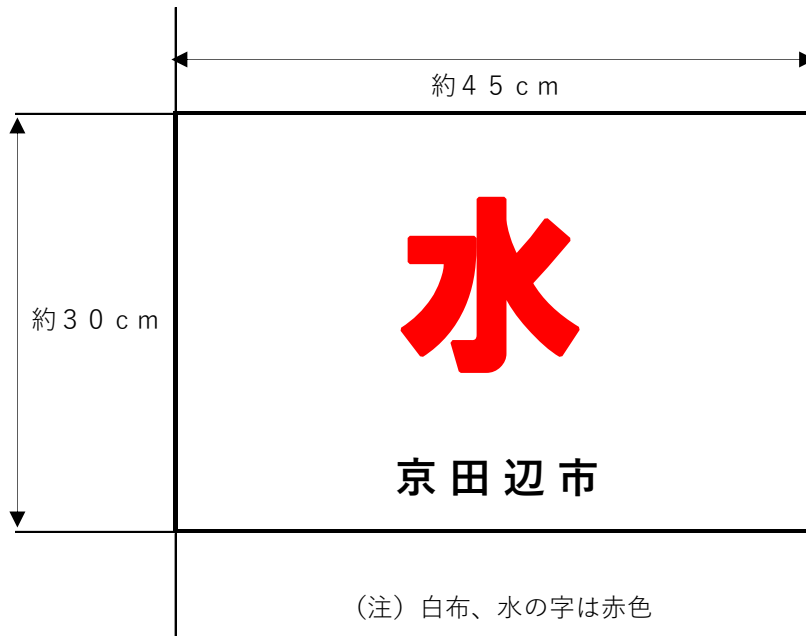
#### 2 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次に示す命令書を目的物の関係者に手渡さなければならない。

第 号	公用負担命令書	
目的物	種類	数量 (枚)
負担の内容	使用・収用・処分等	
年 月 日 時		
様		
	京 田 辺 市 長	
		印

## 第 2 節 優先通行の標識

水防法第 18 条に規定する優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）は、次のとおりである。



### 第 3 節 水防信号

水防法第 20 条に規定する水防信号（昭和 24 年 11 月 8 日京都府告示第 807 号）は、次のとおりである。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	○— 休止 ○— 休止 ○— 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒
第 2 信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	○— 休止 ○— 休止 ○— 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒
第 3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	○— 休止 ○— 休止 ○— 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒
第 4 信号	乱 打	○— 休止 ○— 約 1 分 約 5 秒 約 1 分
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

- 注 1) 1 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。  
 2 第 2 信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。  
 3 第 3 信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。  
 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

注 2) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

## 第 9 章 水防活動

### 第 1 節 水防体制

出動は、地域防災計画に従い、市長部局の職員及び消防職員、水防団員を出動させ警戒にあたる。

#### 1 平時の巡視

市長は、水防上危険な箇所を発見した時は、京都府山城北土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

## 2 出水時の監視

市長は、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

- 3 市長は、常に気象状況に注意し気象警報、洪水予報等が発表された場合又は水防第1信号を受けた時は水防団員が出動できるよう連絡方法を定めておかなければならない。
- 4 水防団員は、第1信号で出動するものとする。
- 5 市長は、近年続発する局地的豪雨による洪水に鑑み、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。

## 第2節 出動

1 市長は、次の場合、直ちに管内消防機関等を出動させ、警戒に当たらせる。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) ため池堤体に漏水が生じ、決壊の恐れが生じたとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下の恐れがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

## 2 出動の援助協力

市長は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について、現地に責任者を置くものとする。この場合、責任者は腕章をつけるものとする。

## 第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

- 1 市長は、次に該当する事案が発生した場合は、直ちに京都府山城北土木事務所に報告する。
  - (1) 水防団及び消防機関が出動したとき。
  - (2) 水防作業を開始したとき。
  - (3) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）
- 2 市長は、次に該当する事案が発生した場合は直ちに京都府山城広域振興局に報告する。ため池、排水樋門、用水樋門、頭首工、排水機の異常。



3 市長は、次に該当する事案が発生した場合は、直ちに山城北土木事務所に報告する。

(1) 対象河川

対象となる河川は、一級河川指定区間とする。

(2) 対象となる被災状況

- ア 破堤又は越水等により重大な被害が発生する恐れがある場合
- イ 大規模な内水被害が生じた場合
- ウ その他、京都府に報告すべきと判断される事象が発生した場合

(3) 報告の内容

- ア 破堤・越水・氾濫状況（内水等によるもの）
- イ 一般被害状況（人的被害、住家被害、浸水面積等）
- ウ 水防活動状況
- エ 避難状況（避難命令等の発令状況含む）
- オ 自衛隊の出動状況
- カ 河川管理者の対応状況
- キ その他

(4) 報告の手段

受報様式 ⑰～⑳／43～46 頁

報告の手段はFAXにより実施し、様式及任意様式を用いて電話等で着信及び報告内容を確認するものとする。

#### 第 4 節 決壊等の通知

水防法第 25 条の規定により堤防若しくはため池が決壊し、又は恐れのある事態が発生した場合には、市長等は、直ちにその旨を下記に通報しなければならない。

- ・ 山城北土木事務所
- ・ 京都府山城広域振興局
- ・ 八幡市

## 第 10 章 避難計画

地域防災計画第3編第1章第11節「緊急避難対策計画」による。

## 第 11 章 応急復旧

地域防災計画第4編「災害復旧計画」による。

## 第 12 章 水防の解除

市長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、京都府山城北土木事務所長並びに京都府山城広域振興局長に報告する。

## 第 13 章 水防活動報告

市長は水防活動が終結したときは、遅滞なく水防活動実施報告書（別添様式⑰）により5日以内に京都府山城北土木事務所を経由して、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りでない。

## 第 14 章 水防訓練

水防時における防ぎよ活動を迅速かつ的確に実施するため、水防訓練を原則として年1回実施するものとする。

## 各種情報・予警報受報用紙等一覧表

番 号	受 報 用 紙 名
①	台風情報
②-1、②-2	大雨（雪）情報、記録的短時間大雨情報
③-1、③-2	雨量観測調、水位観測調
④	木津川下流氾濫注意情報
⑤	淀川加茂水防警報・情報用紙
⑥	木津川岩倉水防警報受報用紙
⑦	高山ダム放流開始の通知
⑧	高山ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知
⑨	高山ダム放流量に関する重要情報（1,000 m <sup>3</sup> /s 放流 1 時間前の通知）
⑩	高山ダム防災操作（洪水調節）開始《1 時間前》の情報
⑪	【重要通知 異常洪水時防災操作 3 時間前】
⑫	【重要通知 異常洪水時防災操作 1 時間前】
⑬	【重要通知 異常洪水時防災操作 開始】
⑭	高山ダム異常洪水時防災操作 終了の情報
⑮	高山ダム流下量（放流量）の予測値更新情報
⑯	貯水位低下のための放流量増加操作開始の通知
⑰	水防活動実施報告書
⑱	出水概況
⑲	破堤・越水等重大災害状況
⑳	破堤・氾濫状況図
㉑	各河川水防警報（準備）連絡用紙
㉒	各河川水防警報（出動）連絡用紙
㉓	各河川水防警報（解除）連絡用紙
㉔	各河川避難判断水位情報連絡用紙
㉕	各河川避難判断水位情報（特別警戒水位）連絡用紙

## ●台風情報発表例

令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報 第〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

(見出し)

非常に強い台風第〇〇号は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には〇〇日夕方に最も接近する見込みです。暴風に警戒してください。

(本文)

非常に強い台風第〇〇号は、〇〇日〇〇時には与論島付近にあって、1時間におよそ30キロの速さで北東へ進んでいます。中心の気圧は935ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は65メートルで、中心の南東側220キロ以内と北西側190キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。

台風は、西日本の南海上を速度を上げながら北東に進み、京都府には〇〇日夕方に最も接近する見込みです。台風の北上に伴い、京都府には暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となるでしょう。

[雨の予想]

京都府では、台風の接近に伴い〇〇日昼過ぎから夜遅くにかけて、雷を伴い激しい雨の降るおそれがあります。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 40ミリ

南部 40ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 100ミリ

南部 120ミリ

その後、〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 50から100ミリ

南部 50から100ミリ

[風の予想]

京都府では台風の接近に伴い風が強まり、〇〇日夕方から夜のはじめ頃にかけて、南部を中心に北よりの風が非常に強く吹く見込みです。

〇〇日に予想される最大風速(最大瞬間風速)

北部陸上 15メートル(30メートル)

北部海上 18メートル(30メートル)

南部陸上 20メートル(35メートル)

[波の予想]

〇〇日に予想される波の高さ

北部 3メートル

[高潮の予想]

北部の海岸や河口付近の低地では、〇〇日は高潮のおそれがあります。

〇〇日に予想される最高潮位

北部 標高 0.9メートル

[防災事項]

暴風に警戒してください。

低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水、高波、高潮に注意してください。

竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

[補足事項]

最新の台風情報や、今後発表する警報、注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

次の「令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報」は、〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

(出典：京都府水防計画)

## ●大雨（雪）情報発表例

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

北部では〇〇日昼過ぎにかけて、南部では〇〇日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて大雨となる見込みです。低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。また、〇〇日夜遅くにかけて、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

（本文）

日本海にある梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでおり、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。梅雨前線は、〇〇日にかけて京都府をゆっくりと南下する見込みです。

〔雨の実況〕

降り始め（〇〇日〇〇時〇〇分）から〇〇日〇〇時〇〇分までの降水量（アメダスによる速報値）

南丹市美山	〇〇. 〇ミリ
京丹波町本庄	〇〇. 〇ミリ
京丹波町須知	〇〇. 〇ミリ
南丹市園部	〇〇. 〇ミリ
京都市京北	〇〇. 〇ミリ

〔雨の予想〕

北部では〇〇日昼過ぎにかけて、南部では〇〇日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨の降るおそれがあります。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	40ミリ
南部	40ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	80ミリ
南部	100ミリ

〔防災事項〕

低い土地の浸水、土砂災害、河川の増水に注意してください。

竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

〔補足事項〕

今後発表する注意報、気象情報、竜巻注意情報に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

## ●記録的短時間大雨発表例

京都府記録的短時間大雨情報 第〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

〇〇時〇〇分京都府で記録的短時間大雨  
舞鶴市西部付近で120ミリ以上  
上京区付近で約90ミリ

（出典：京都府水防計画）

雨量観測調									
注 警 発表状況	意 報 報		注 警 報	報 報	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	発表 更新 解除
令和 年 月 日 時 ~ 月 日 時									
土木事務所									
公所名									
観測所名									
降り始め時間									
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公所名									
観測所名									
降り始め時間									
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
日	時	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※本様式は、各土木事務所の管理雨量観測所等必要事項を記入のうえ、使用すること。

(出典：京都府水防計画)

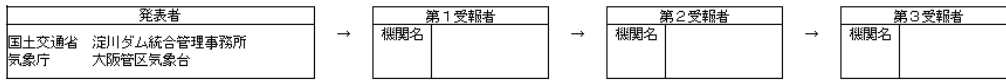
# 水位観測調

令和 年 月 日 時 ~ 月 日 時

土木事務所 \_\_\_\_\_

公 所 名							
観測所名							
河 川 名							
指定水位							
警戒水位							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							
日 時							

※本様式は、各土木事務所の管理雨量観測所等必要事項を記入のうえ、使用すること。  
 (出典：京都府水防計画)



正規

### 木津川下流氾濫注意情報

木津下流洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
令和〇年〇月〇日〇時〇分  
よどがわ 淀川ダム総合管理事務所・大阪管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】木津川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】木津川下流の加茂水位観測所（木津川市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
木津川下流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

木津川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
加茂 水位観測所 (木津川市)	00日00時00分の状況	4.50 -				
	00日01時00分の予測	4.50 -				
	00日02時00分の予測	4.60 -				
	00日03時00分の予測	4.81 -				
	00日04時00分の予測	4.92 -				
	00日05時00分の予測	5.33 -				
	00日06時00分の予測	5.40 -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（出典：京都府水防計画）



(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	加茂 水位観測所		
	木津川市		
レベル4水位 氾濫危険水位*	6.00		
レベル3水位 避難判断水位*	5.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	木津川 左岸 京都府木津川市加茂町山田野田3から淀川への合流点まで 右岸 京都府相楽郡和束町大字木屋桶淵22-2から淀川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市 伏見区 京都府宇治市 京都府城陽市 市辺地区、観音堂地区、久世地区、上津屋地区、寺田地区、富野地区、中地区、長池地区、宗島地区、平川地区、枇杷庄地区、水主地区 京都府八幡市 京都府京田辺市 松井区、西八区、東林区、健康村自治会、岡村区、三野区、新区、新田辺東住宅自治会、新田辺西住宅自治会、田辺田地、浜新田、田辺区、河原区、東区、草内区、新興戸自治会、山本区、二又区、出垣内区、江津区 京都府木津川市 山城町上柏、山城町緒田、山城町平尾、山城町北河原、山城町梅井、社師、相楽、木津町、木津、鹿背山、加茂町大野、加茂町里、加茂町駅西、加茂町駅東、加茂町北、加茂町美並 京都府相楽郡精華町 京都府久世郡久御山町 京都府相楽郡和束町 京都府綴喜郡井手町 玉水区、高月区、水無区、上井手区、西部区、石垣区、東部区、南区、南部区、北区、北部区 京都府相楽郡笠置町 大阪府枚方市		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a> <a href="https://frl.river.go.jp">https://frl.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：072-856-3131（内線）281

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 電話：06-6949-6303

(出典：京都府水防計画)

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 淀川河川事務所	機関名	機関名	機関名

正規

### 水防警報（出動）

発令河川 木津川	基準水位観測所 加茂	発表番号 第〇号
令和 年 月 日 時 分		国土交通省 淀川河川事務所発表

（現況）

木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、 日 時 分現在〇.〇〇mです。  
木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（被災状況）

〇〇〇被災

（発表）

水防機関は準備してください。  
発表フリーテキスト

（特記）

特記フリーテキスト

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
向島	0	0	0	0
枚方	0	0	0	0
桂	0	0	0	0
加茂	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0				
0				
0				
0				

（参考資料）

加茂水位観測所（木津川市）

受け持ち区間：木津川

左岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜38から幹川合流点まで

右岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通74-1から幹川合流点まで

0  
0  
0

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	携帯電話から <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>
--------	---	---

問い合わせ先  
国土交通省 淀川河川事務所調査課

電話：072-843-2861

（内線）359

（出典：京都府水防計画）

(水防警報様式)

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 木津川上流河川事務所	機関名	機関名	機関名

--

水防警報 ( )

発令河川	基準水位観測所	発表番号

国土交通省 木津川上流河川事務所発表

(現況)

川の 水位観測所 ( 市) の水位は、 水位  
です。

(被災状況)

(発表)

水防機関は してください。

(特記)

木津川上流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出勤	解除
岩倉				
名張				
安部田				

(参考資料)

水位観測所 ( 市)  
受け持ち区間： 川  
地先から まで  
地先から まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先  
国土交通省 木津川上流河川事務所調査課 電話：0595-63-1611 (内線) 351

(出典：京都府水防計画)

ダム連絡  
高山ダム

文書番号 高管発第 号  
通知(受信確認が必要です)

高山ダム放流開始の通知

令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

<ダム操作に関する通知>

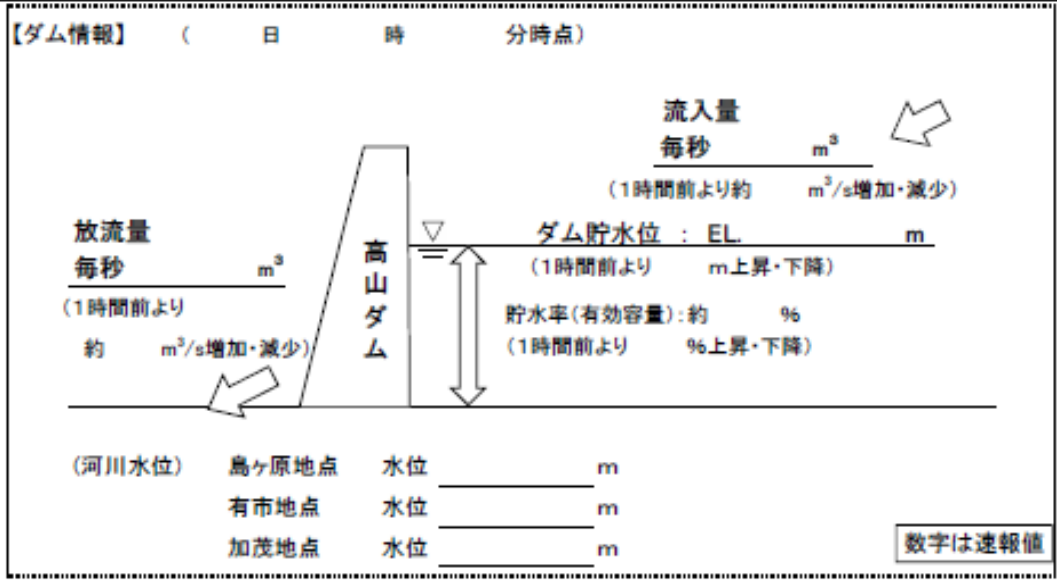
淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では 日 時 分から防災操作(ゲート放流)を開始します。

ダムは防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保するため、ダム流下量(放流量)を 日 時 頃には 最大毎秒  $m^3$ まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

**・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。**



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.de>

警報措置 警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

ダム連絡  
高山ダム

文書番号 高管発第 号  
通知(受信確認が必要です)

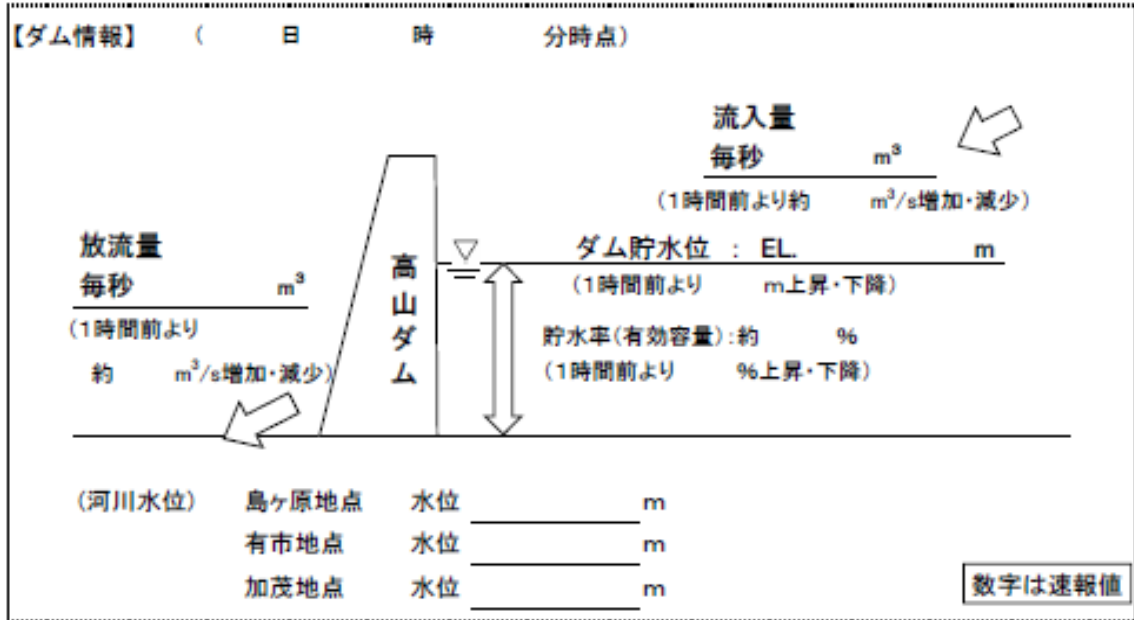
高山ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和 年 月 日 時 分  
<ダム操作に関する通知> (独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、ダム流下量(放流量)を  
日 時 分から毎秒約  $m^3$ から毎秒約  $m^3$ に増加させる予定です。  
ダム下流河川の水位上昇に注意してください。  
また、河川内やその周辺には立ち入らないように注意してください。

放流量増加の目的	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

**・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。**



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置 警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

ダム連絡  
高山ダム

文書番号 高管発第 号  
情報(受信確認が必要です)

高山ダム放流量に関する重要情報  
《1,000m<sup>3</sup>/s放流1時間前の通知》

令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

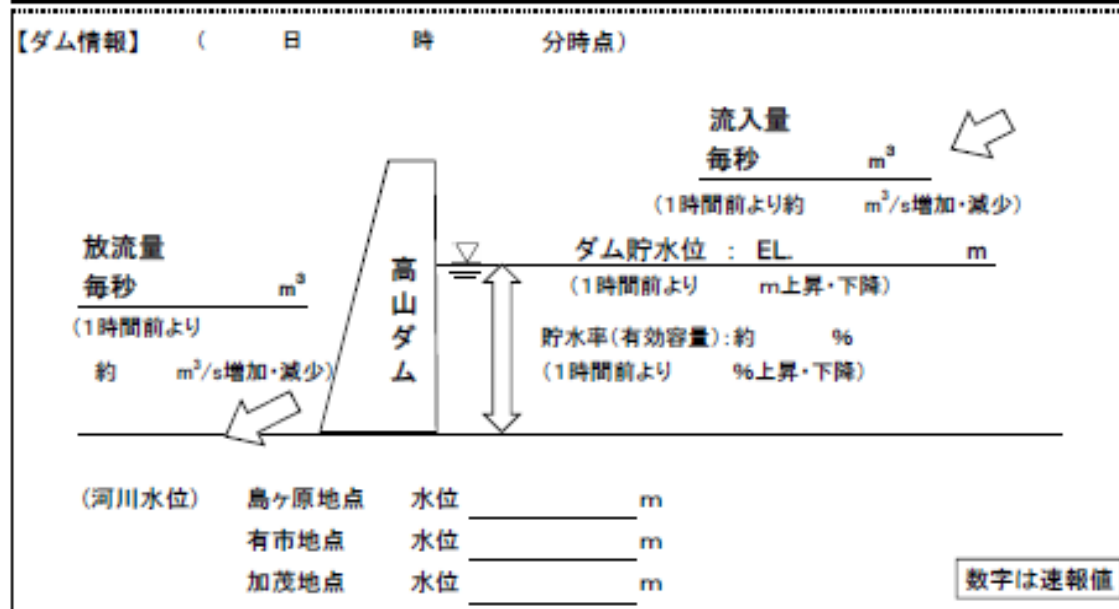
＜ダム操作に関する情報＞

淀川水系名張川高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、約1時間後( 日 時 分)、ダムから下流へ流す水の量が毎秒1,000m<sup>3</sup>になる見込みです。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。  
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

**・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。**



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置 無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第 号

通知(受信確認が必要です)

## 高山ダム防災操作(洪水調節)開始《1時間前》の通知

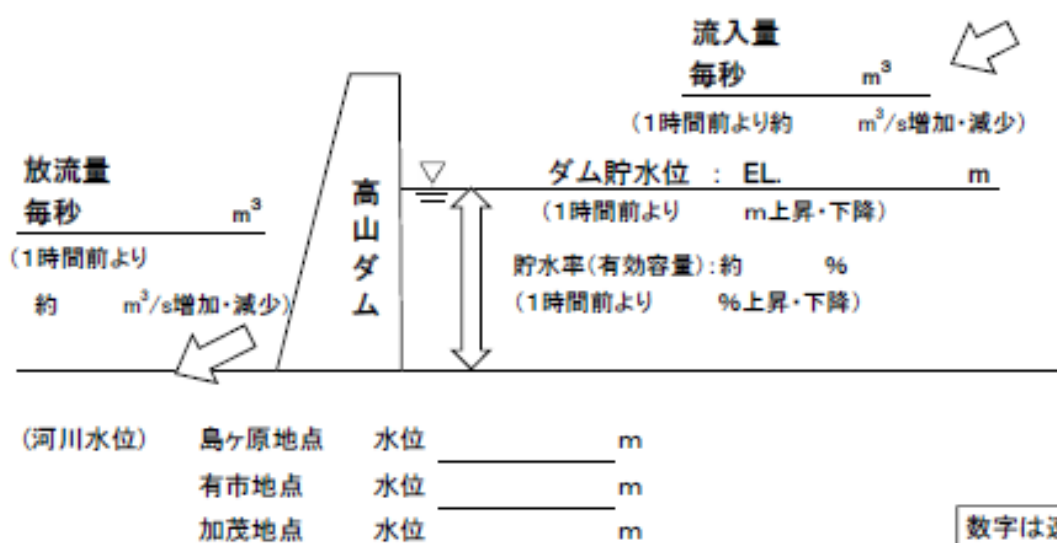
＜ダム操作に関する通知＞

令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、約1時間後( 日 時 分)、ダムに流れ込む水の量が洪水量(毎秒1,300 $m^3$ )に達し、洪水調節を開始する見込みです。洪水調節を開始した後は、ダムに流れ込む水の量が洪水量(毎秒1,300 $m^3$ )以下になるまで、ダムから下流へ流す水の量を最大毎秒1,800 $m^3$ として、これを超える水量はすべてダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】 ( 日 時 分時点)



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置

無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531



ダム連絡  
高山ダム

緊急

文書番号 高管発第 号  
重要通知(受信確認が必要です)

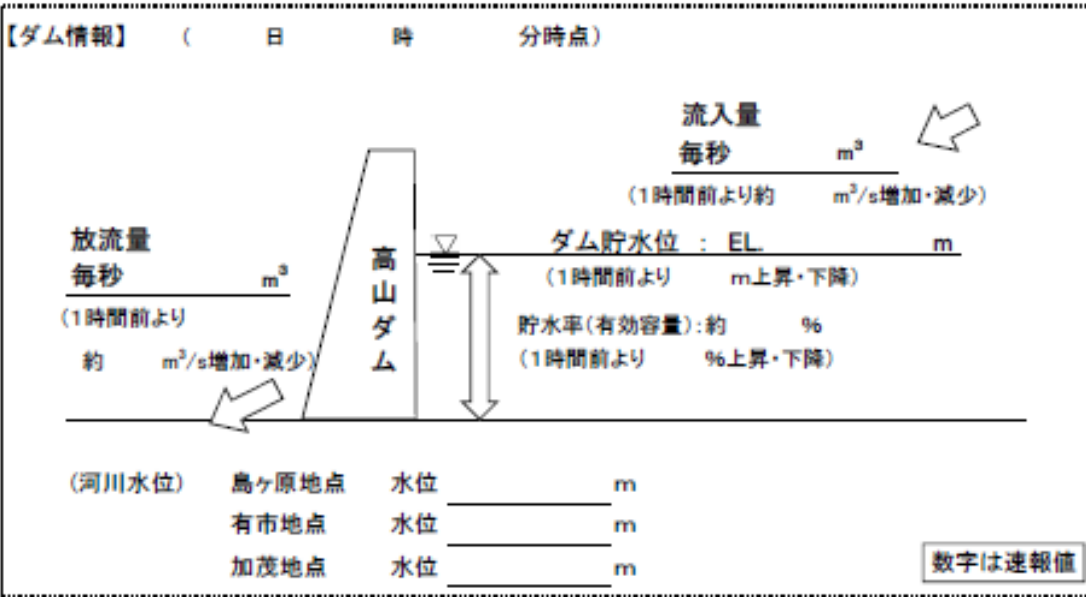
**【重要通知 緊急放流 3時間前】**

令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、現在、防災操作(洪水調節)を行っています。  
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、  
月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。  
そのため、洪水氾濫のおそれがあります。  
移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知しますので、ダムからの連絡等に注意してください。  
※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

**警戒レベル4相当** ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。  
・避難指示等の措置が必要。



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置      警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所    TEL:0743-94-0201    FAX:0743-94-0531

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。



ダム連絡  
高山ダム

緊急

文書番号 高管発第 号  
重要通知(受信確認が必要です)

**【重要通知 緊急放流 1時間前】**

<ダム操作に関する通知>

令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

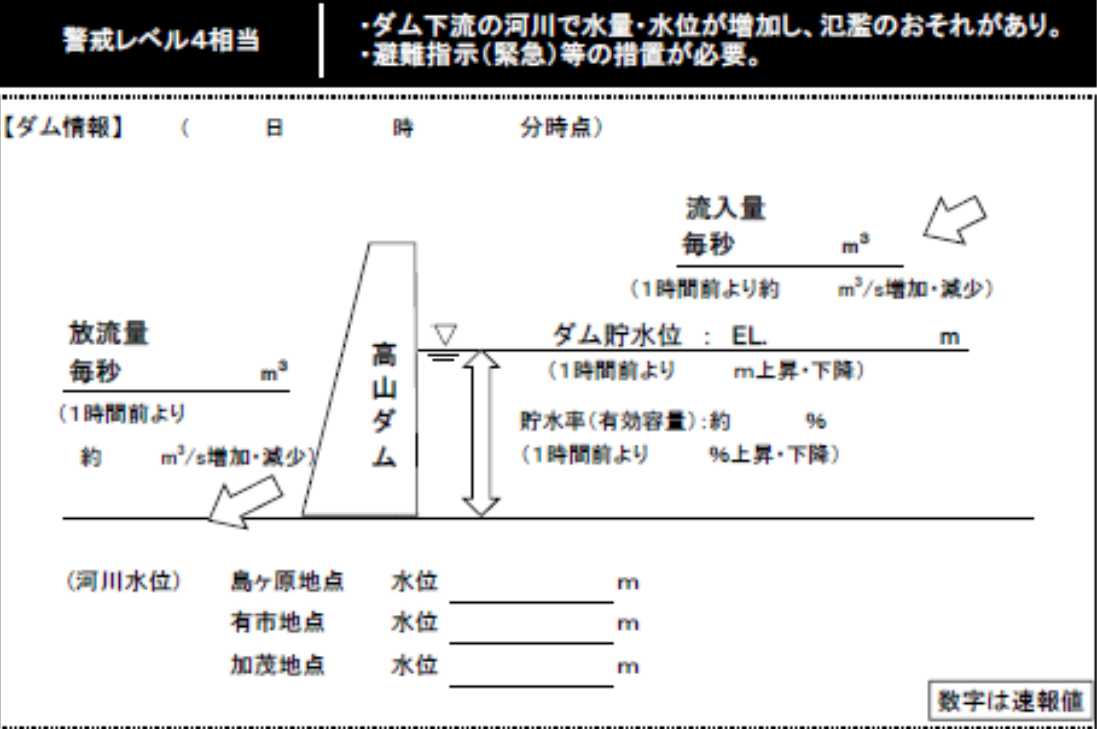
淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、現在、防災操作(洪水調節)を行っています。防災操作(洪水調節)に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、  
月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置	警報
------	----

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

■緊急放流について  
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

ダム連絡  
高山ダム

緊急

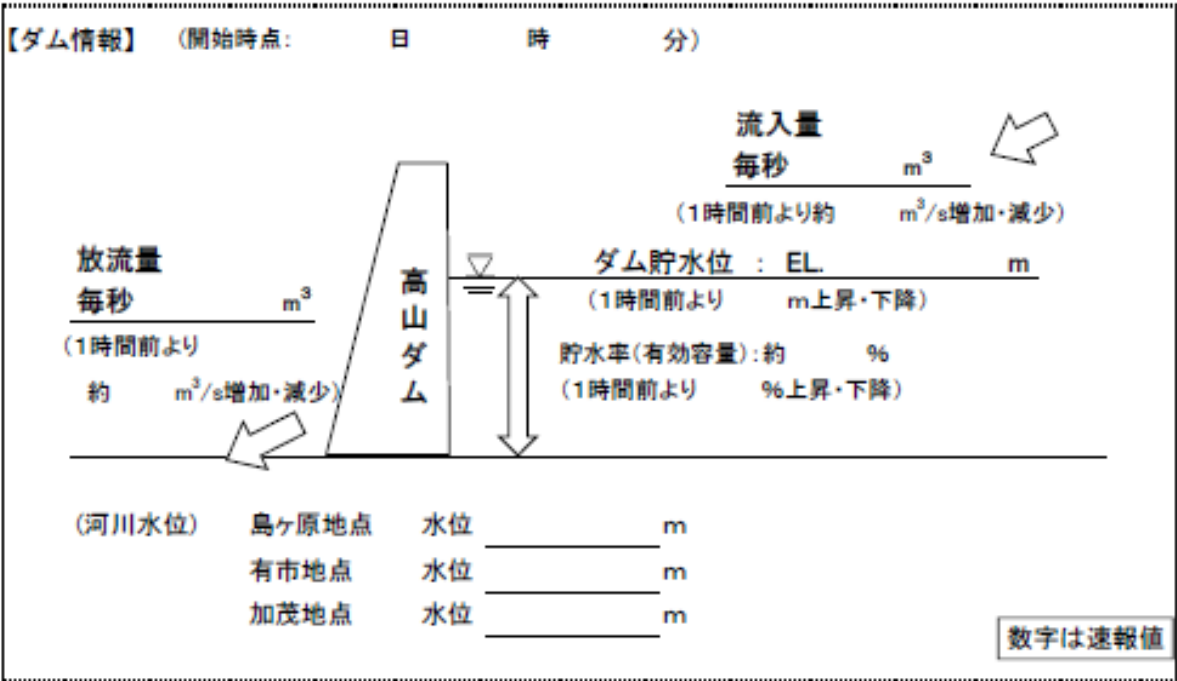
文書番号 高管発第 号  
重要通知(受信確認が必要です)

**【重要通知 緊急放流 開始】**

<ダム操作に関する通知> 令和 年 月 日 時 分  
(独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、計画規模を超える洪水のため、  
月 日 時 分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始しました。

**警戒レベル4相当** | ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。  
・避難指示(緊急)等の措置が必要。



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置 無警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

■緊急放流について  
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

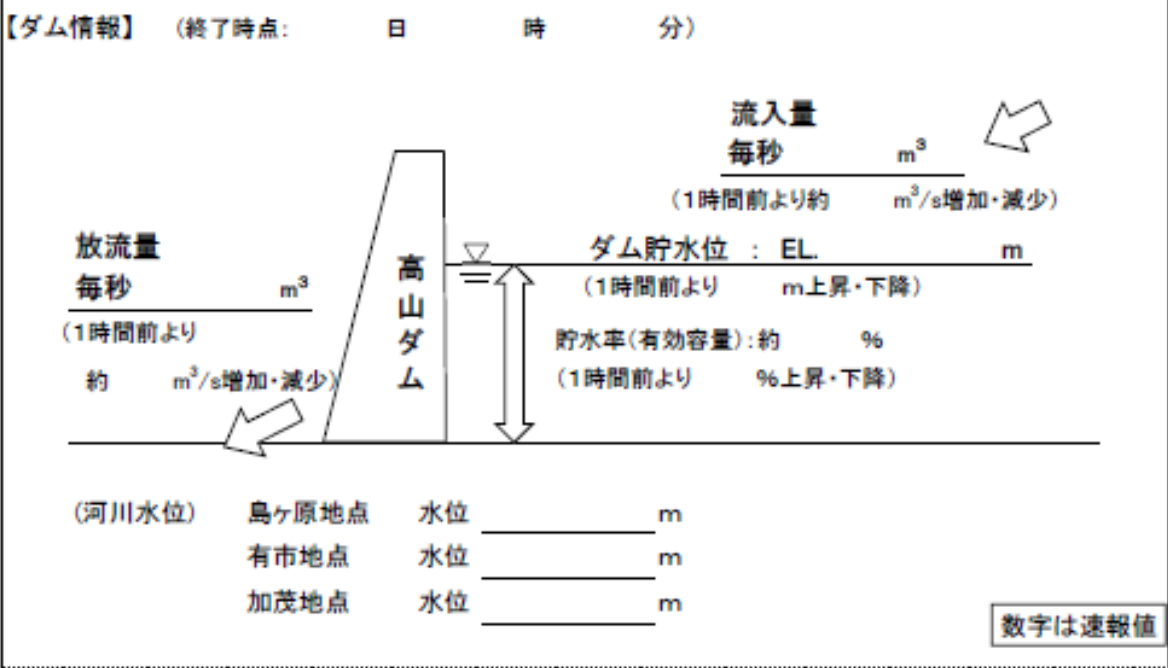
ダム連絡  
**高山ダム**

文書番号 高管発第 号  
**通知(受信確認が必要です)**

## 高山ダム 緊急放流 終了の情報

令和 年 月 日 時 分  
 (独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長  
 <ダム操作に関する通知>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、流入量が計画最大のダム流下量(計画最大放流量:1,800m<sup>3</sup>/s)を下回ったため、 月 日 時 分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。  
 今後、ダム流下量(放流量)を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置      無警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所    TEL:0743-94-0201    FAX:0743-94-0531

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

ダム連絡  
**高山ダム**

文書番号 高管発第 号  
**情報(受信確認が必要です)**

**高山ダム流下量(放流量)の予測値更新情報**

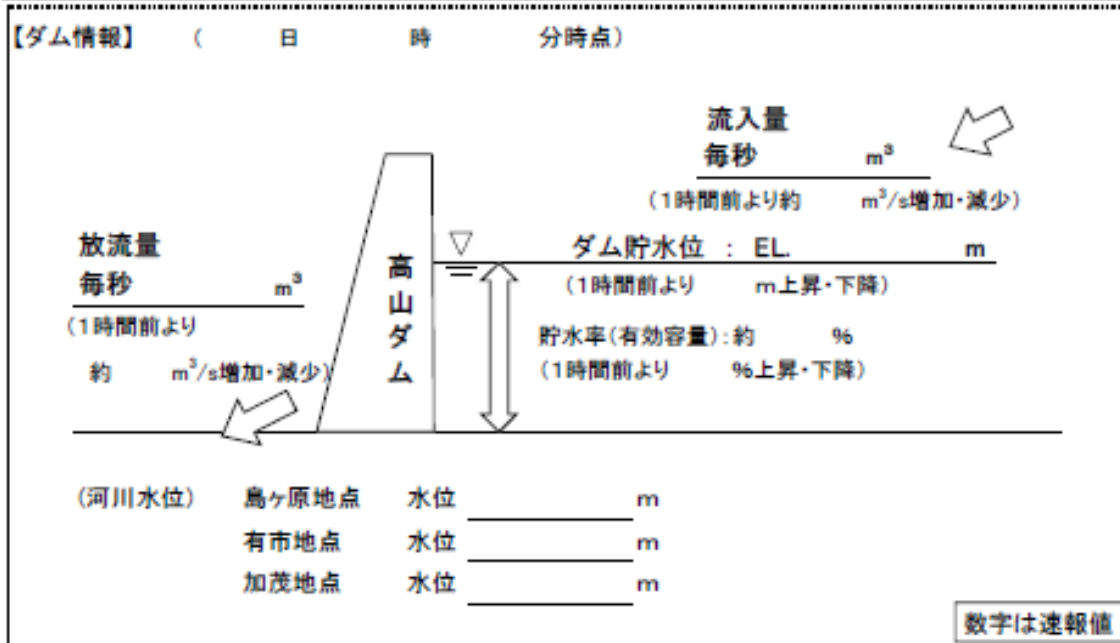
令和 年 月 日 時 分  
 (独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長  
 <ダム操作に関する情報>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、ダム流下量(放流量)を  
 毎秒約  $m^3$ から 日 時頃には、最大毎秒約  $m^3$   
 まで増加させる予定です。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。  
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流量増加の目的	事前放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作(洪水調節)に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作(洪水調節)に活用する空容量を確保する。
	その他	

**・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。**



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531



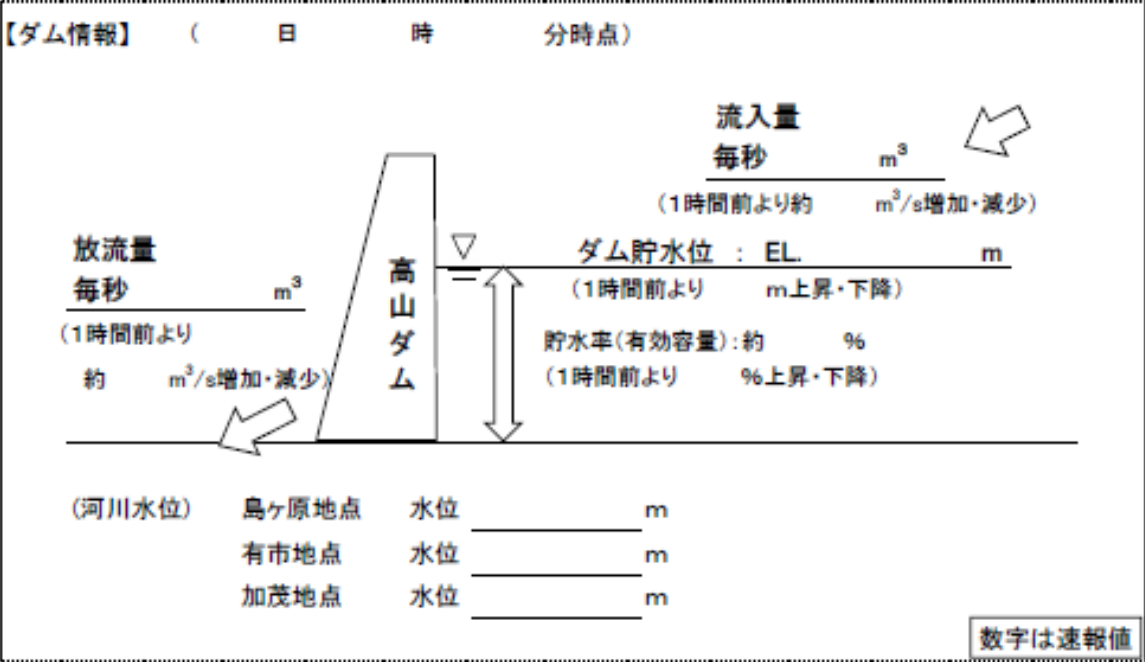
ダム連絡  
**高山ダム**

文書番号 高管発第 号  
**通知(受信確認が必要です)**

**貯水位低下のための放流量増加操作開始の通知**

令和 年 月 日 時 分  
 (独)水資源機構 木津川ダム総合管理所長  
 <ダム操作に関する通知>

淀川水系名張川 高山ダム(京都府相楽郡南山城村)では、今回の出水により、ダム下流の河川水位を低減させるため、洪水調節容量に洪水を貯留しました。  
 次の大雨に備えて必要なダムの洪水貯留容量を確保するため、  
 日 時 分より、高山ダムから流す水の量を  
 毎秒約  $m^3$  から 毎秒約  $m^3$  に増加させ、  
 ダムの貯水入り洪水貯留準備水位 EL.117.00m まで速やかに低下させます。  
ダム下流河川の水位変動に注意してください。  
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。



※ダム情報のホームページ <https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html>

※川の防災情報(洪水予報) <http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do>

警報措置 無警報

<連絡先> 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所 TEL:0743-94-0201 FAX:0743-94-0531

水防活動実施報告書

令和 年 月 日  
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員	消防団員			その他			合計		
	人	人			人			人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(出典：京都府水防計画)

様式—1 出水概況

月 日 時現在

水系名・河川名	水系	川	水系	川
左右岸・距離標	(左・右)岸	k付近	(左・右)岸	k付近
地名	都道府県	市町村	都道府県	市町村
発生日	平成	年 月 日	平成	年 月 日
出水の概況				

水系名・河川名	水系	川	水系	川
左右岸・距離標	(左・右)岸	k付近	(左・右)岸	k付近
地名	都道府県	市町村	都道府県	市町村
発生日	平成	年 月 日	平成	年 月 日
出水の概況				

様式一2 破堤・越水等重大災害状況

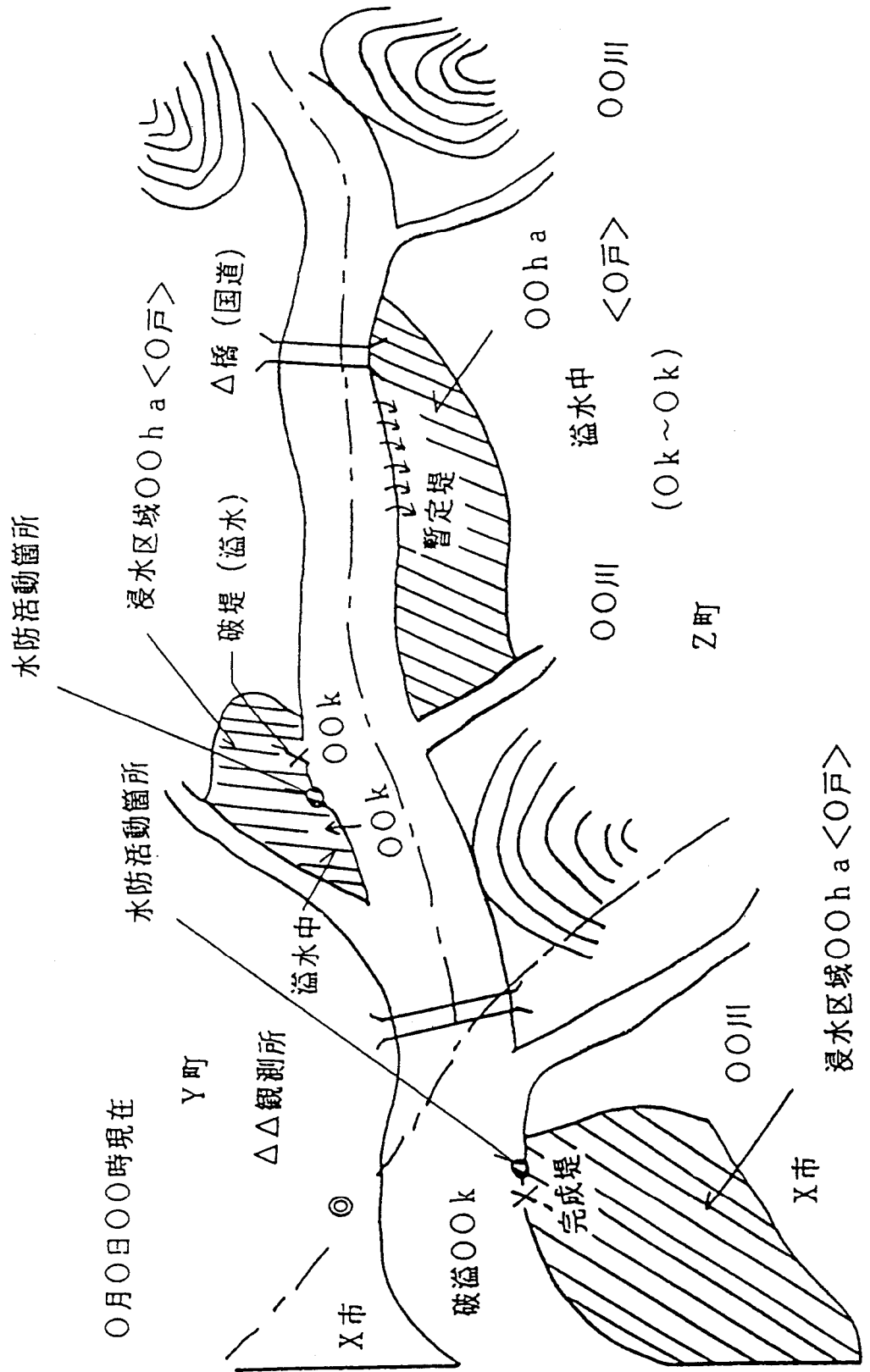
平成 年 月 日 時現在

水系名	水系	河川名	k付近	
左右岸	(左 右)	岸	k ~	k付近
地名	都道府県	区郡市	町村	地先
発生日	平成 年 月 日 時 分			
出水状況	観測所(岸)	k、市町村)	現在水位 m	
	HWL	警戒水位	破堤水位	水位状況 ↑・↓
	観測所(市町村)	総雨量: mm	時間最大: mm	
	観測所(市町村)	総雨量: mm	時間最大: mm	
概況	(破堤、越水、浸水、)を 日 時 分確認した 破堤原因は 越水、越水以外( ) 越水、浸水の原因は( ) 破堤・越水延長 m 破堤状況(大欄に拡大の見込み、拡大中、小規模にとどまる見込み)			
破堤・越水状況 氾濫浸水状況				
被害状況	市町村	日	時	分
	流出家屋 床上浸水 床下浸水	戸	戸	戸
	死者	行方不明	負傷者	人 人 人
浸水面積:	ha			
避難状況	発表			
被害状況	自衛隊出動状況			
被害状況	河川管理者の対応			



様式一 3 破堤・氾濫状況図

・現在入手している情報を既存の図面に記入し作成する。作成例を以下に示す。



〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号 (準備)

令和 年 月 日 時 分

京都府 〇〇土木事務所 発表

---

〇〇川 □□□□地点の水位は、月 日 時 分現在、. mで、

水防団待機水位 (指定水位) に達しましたので、

---

関係水防機関は、出動の準備をしてください。

【フリーワード】

---

(参考)

〇〇水位観測所  
 氾濫注意水位 (警戒水位) . m  
 水防団待機水位 (指定水位) . m k

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

\* 発信機関名 ( TEL )

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

(出典：京都府水防計画)

## 〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号	( 出 動 ) 令和 年 月 日 時 分 京都府 〇〇土木事務所 発 表
<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、 氾濫注意水位（警戒水位）に達しましたので、 _____ _____ _____ 関係水防機関は、出動し嚴重な警戒をしてください。
<input type="checkbox"/>	【フリーワード】 _____ _____
(参考) 〇〇水位観測所 氾濫注意水位 (警戒水位)                         . m 水防団待機水位 (指定水位)                        . m  京都府河川防災情報 <a href="http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/">http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/</a>	

\* 発信機関名 ( TEL )

連 絡 先	時 刻	送 信 者	受 信 者	備 考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

(出典：京都府水防計画)

### 〇〇川 水防警報 連絡用紙

〇〇川 水防警報 第〇〇号 (解除)

令和 年 月 日 時 分  
京都府 〇〇土木事務所 発表

---

〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、

今後、氾濫注意水位（警戒水位）に達する見込みがありませんので、

---

水防警報を解除します。

---

【フリーワード】

---

(参考)

〇〇水位観測所  
氾濫注意水位（警戒水位） . m  
水防団待機水位（指定水位） . m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

* 発信機関名 ( TEL )				
連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

(出典：京都府水防計画)

## 〇〇川 避難判断水位情報 連絡用紙

〇〇川 避難判断水位情報 (避難準備・高齢者等避難開始の目安)  
(〇〇水位観測所)

令和 年 月 日 時 分  
京都府 〇〇土木事務所 発表

---

〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、  
避難判断水位に達しました。(避難準備・高齢者等避難開始の目安)

---

【フリーワード】

---

(参考)  
 〇〇水位観測所  
 氾濫危険水位 (特別警戒水位) . m  
 避難判断水位 . m  
 氾濫注意水位 (警戒水位) . m  
 水防団待機水位 (指定水位) . m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

\*発信機関名 ( TEL )

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

(出典：京都府水防計画)

### 〇〇川 氾濫危険水位情報（特別警戒水位） 連絡用紙

〇〇川 氾濫危険水位情報（特別警戒水位）第〇〇号（避難勧告の目安）  
（〇〇水位観測所）

令和 年 月 日 時 分  
京都府 〇〇土木事務所 発表

〇〇川 □□□□地点の水位は、 月 日 時 分現在、 . mで、

氾濫危険水位（特別警戒水位）に達しました。（避難勧告の目安）  
 氾濫危険水位（特別警戒水位）を下回り、  
今後、水位上昇の見込みがありません。

【フリーワード】

(参考)  
〇〇水位観測所  
氾濫危険水位（特別警戒水位） . m  
避難判断水位 . m  
氾濫注意水位（警戒水位） . m  
水防団待機水位（指定水位） . m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/>

\*発信機関名 ( TEL )

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

(出典：京都府水防計画)

# 資 料

- 資料 1 国土交通省重要水防区域（箇所） （京田辺市管内分）
- 資料 2 京都府重要水防区域（箇所） （京田辺市管内分）
- 資料 2 京都府河川重点警戒箇所 （京田辺市管内分）

（出典：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所「令和 5 年度重要水防箇所」）

## 国土交通省重要水防箇所 (京田辺市管内分)

## 堤体漏水 (別図 1 参照)

図対象番号	河川名	左右岸別	重要度	地 先 名	備 考
3304	木津川	左	B	京田辺市大住 (距離杭：10.6～10.8)	
3305	木津川	左	B	京田辺市草内 (距離杭：11.7～12.8)	
3306	木津川	左	B	京田辺市草内 (距離杭：12.8～13.2)	

## 基礎地盤漏水 (別図 1 参照)

図対象番号	河川名	左右岸別	重要度	地 先 名	備 考
3204	木津川	左	B	京田辺市大住 (距離杭：10.6～10.8)	
3205	木津川	左	B	京田辺市草内 (距離杭：11.7～12.8)	
3206	木津川	左	B	京田辺市草内 (距離杭：12.8～13.2)	

## 工作物 (別図 2 参照)

図対象番号	河川名	左右岸別	重要度	地 先 名	備 考
3507	木津川	左	A	京田辺市大住長田 (距離杭：9.8 付近)	三野揚水樋門
3508	木津川	左	A	京田辺市大住長田 (距離杭：9.8 付近)	大住排水機場
3509	木津川	左	A	京田辺市薪外島 (距離杭：10.6 付近)	西浜排水樋門



破堤跡・旧川跡（別図3参照）

図対象番号	河川名	左右岸別	重要度	地先名	備考
3602	木津川	左	要注意	京田辺市三山木川口 (距離杭：16.3～16.5)	破堤跡 (大正6年10月)
3706	木津川	左	要注意	京田辺市大住 (距離杭：8.1～8.3)	旧川跡
3707	木津川	左	要注意	京田辺市大住立原 (距離杭：10.1～10.3)	旧川跡
3708	木津川	左	要注意	京田辺市飯岡大森 (距離杭：14.7～14.9)	旧川跡
3709	木津川	左	要注意	京田辺市飯岡大森 (距離杭：15.3～16.5)	旧川跡

(重要度の解説)

1 重要度A（水防上最も重要な区間）

工作物

河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。

2 重要度B（水防上重要な区間）

(1) 堤体漏水

堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性のある堤体の変状が集中している箇所。

堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。

(2) 基礎地盤漏水

堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。

堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。

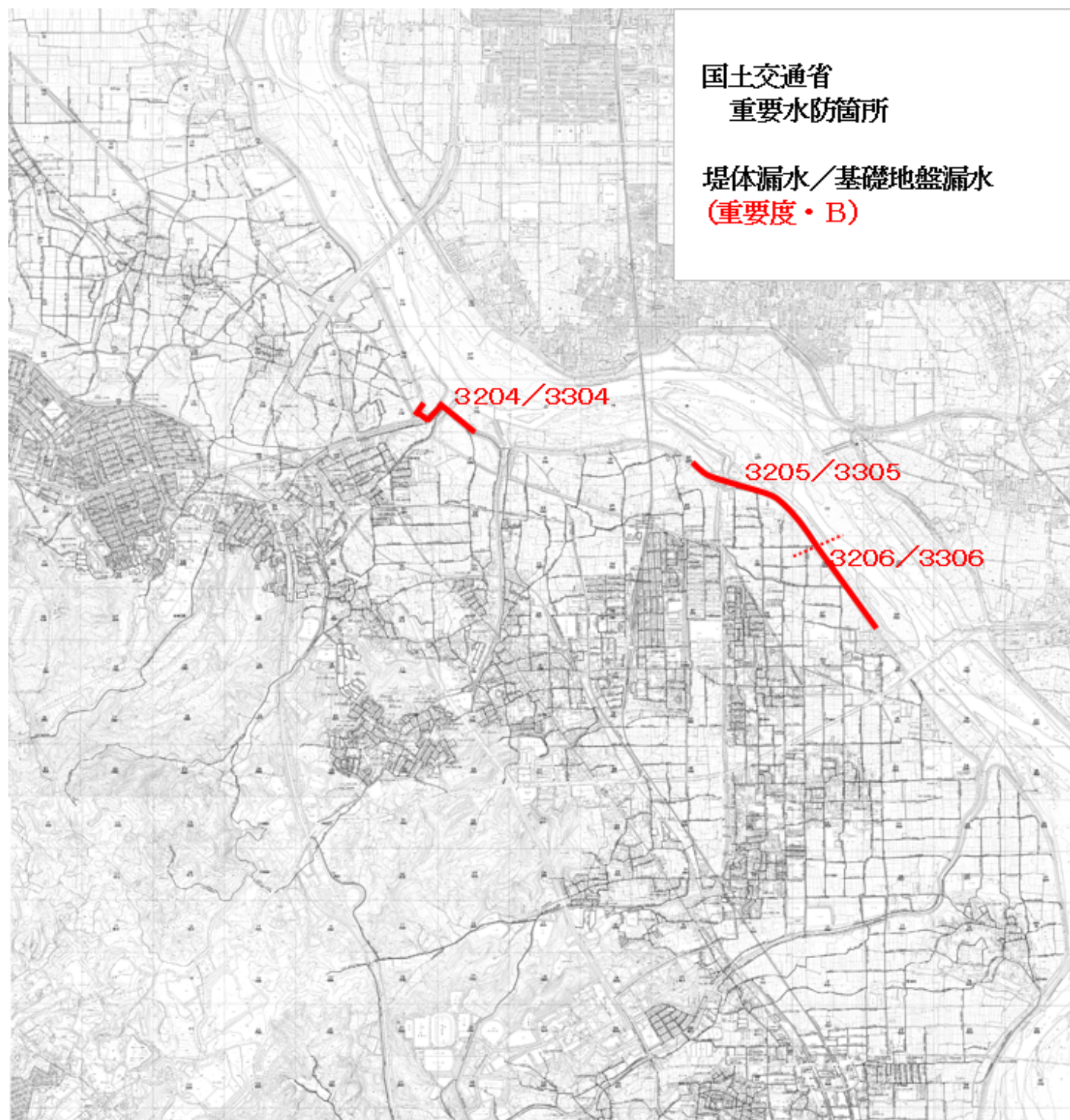
3 要注意区間

破堤跡、旧川跡

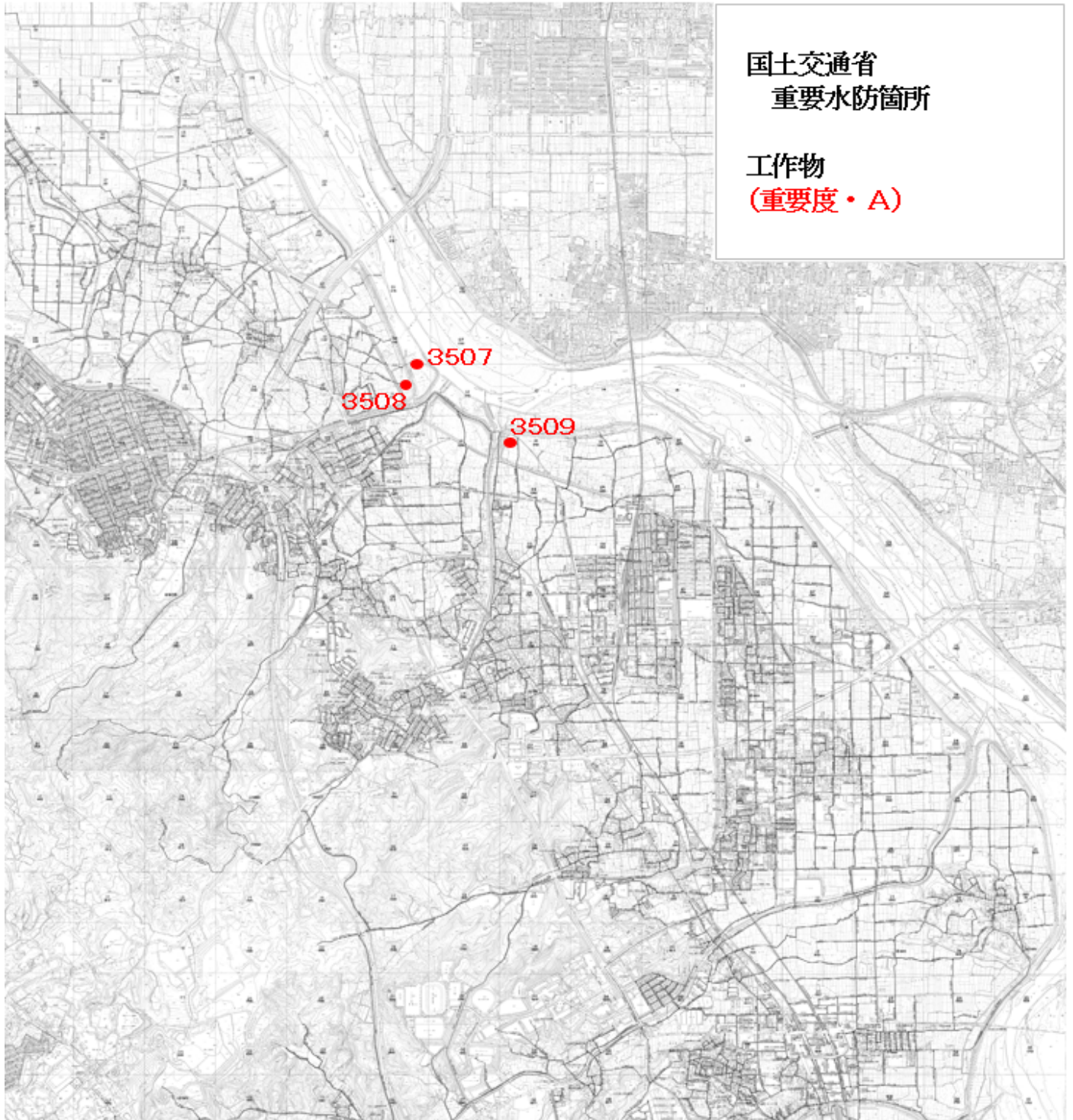
破堤跡又は旧川跡の箇所。

(出典：近畿地方整備局淀川河川事務所「2022年度重要水防箇所評定基準」)

堤体漏水・基礎地盤漏水

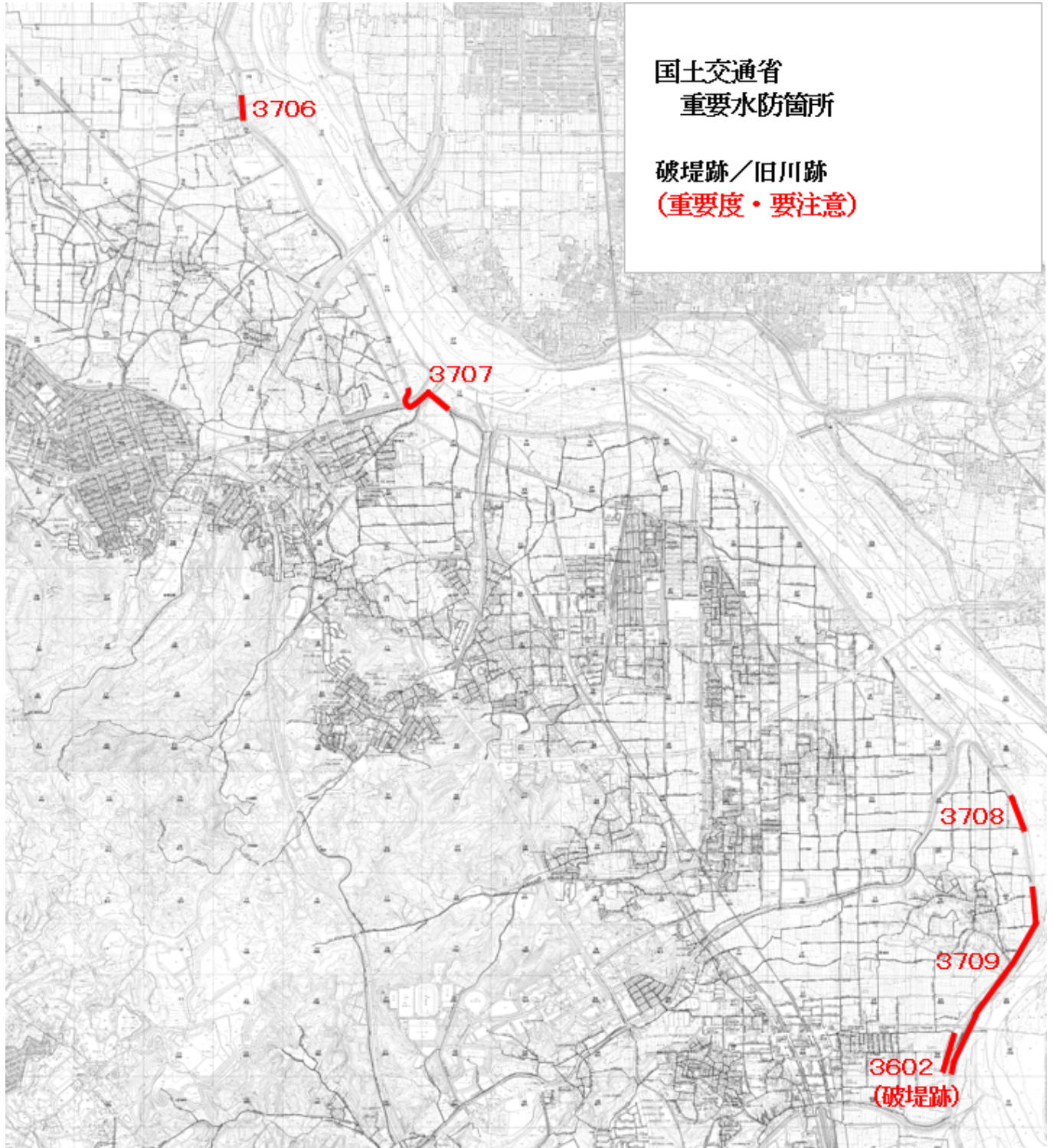


工作物





新堤防 破堤跡 旧川跡



## 京都府重要水防区域（箇所）（京田辺市管内分）（別図 4 参照）

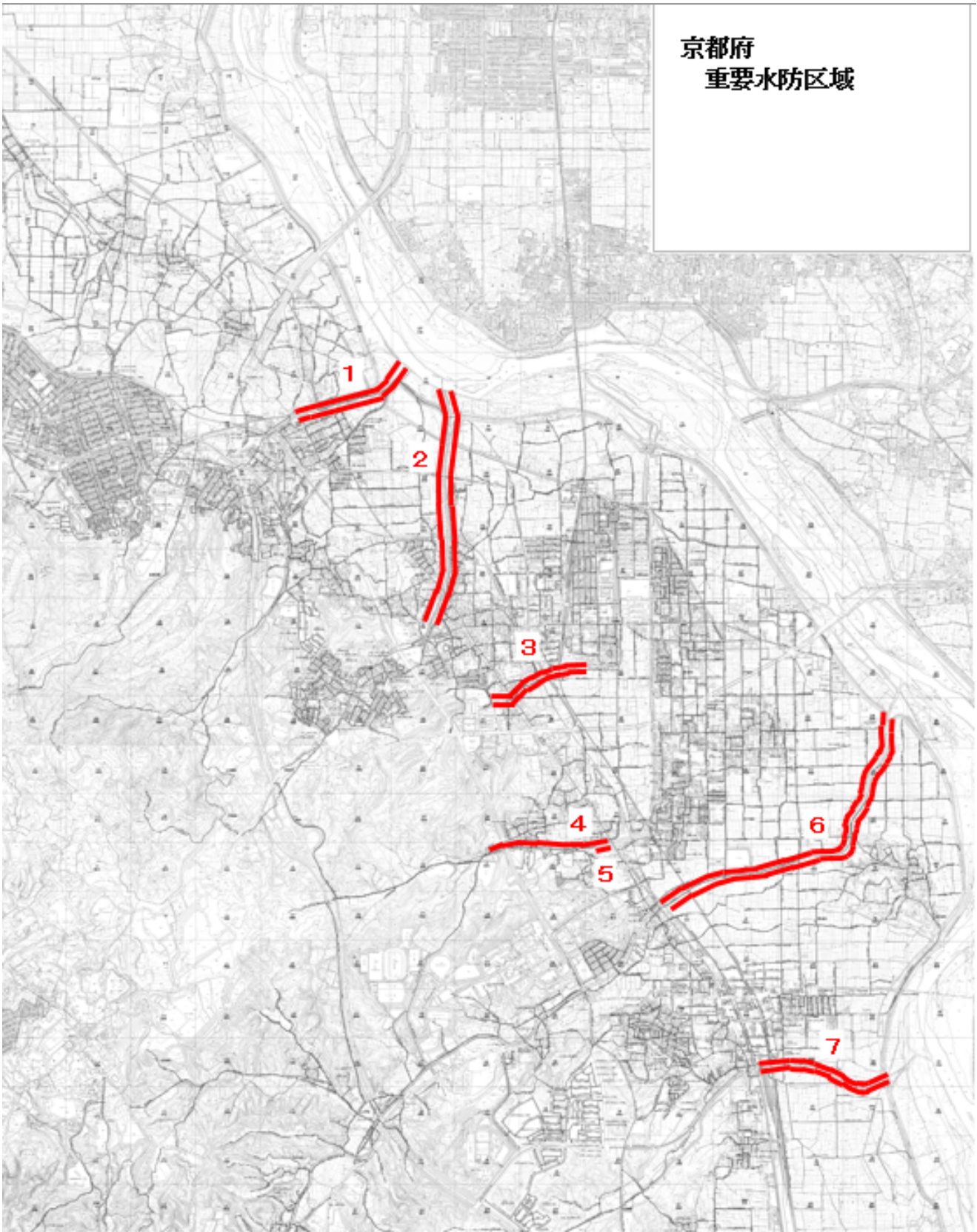
	水系名	河川名	（うち特に重要な区域） 重要水防区域		延長 m	予想被害原因及び予想 水防工法
			左右 岸別	区 間		
1	淀川	手原川	左右	上関屋橋～木津川合流点	各 500	
2	〃	天津神川	左右	府道八幡木津線上流300m～ 木津川合流点	各1350	
3	〃	馬坂川	(左右) 左右	(近鉄橋梁～2号橋梁) 一級起点～2号橋梁	各 100 各 600	決壊
4	〃	防賀川	左	一級起点～（新）興戸蛇ノ橋	720	
5	〃	防賀川	右	(旧)興戸蛇ノ橋～(新)興戸蛇ノ橋	120	
6	〃	普賢寺川	左右	J R 橋梁～木津川合流点	各2000	
7	〃	遠藤川	左右	J R 橋梁～木津川合流点	各 800	

## 京都府河川重点警戒箇所（京田辺市管内）（別図 5 参照）

	水系名	河川名	河川重点警戒箇所		延長 m	区分	重要水防区域との重複
			左右 岸別	区 間			
1	淀川	天津神川	左	府道八幡木津線水路橋上流部～ 市道薪新田辺線	770	①	全区間
			右	〃	950	①	全区間
2	〃	馬坂川	左右	府道八幡木津線水路橋上流部～ 切り下げ完了区間	各550	①	全区間
3	〃	防賀川	左右	(旧)興戸蛇ノ橋上流150m～ (新)興戸蛇ノ橋	各270	①	一部 区間

区分 ①：高さ2m以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

重要水防区域





河川重点警戒箇所

